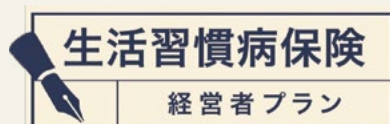


ご契約のしおり 定款・約款

無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）



5年ごと利差配当付
災害死亡重点保障型定期保険



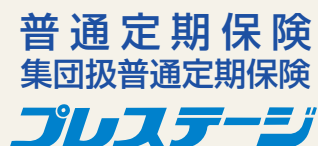
5年ごと利差配当付介護一時金保険
（返戻金なし型）（2012）



無配当普通定期保険（低解約返戻金型）



5年ごと利差配当付普通定期保険



この冊子には、ご契約にともなう大切なことがらが記載されています。
ぜひ、ご一読くださいますようお願いいたします。

～ はじめに ～

この冊子をご契約にともなう大切なことから記載したものですので必ずご一読いただき、内容を十分ご確認ください。ご契約をお申込みいただきますようお願いいたします。

お申込みいただきましたら、ご契約成立後にお送りする保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

本冊子の構成

ご契約のしおり

ご契約についての大切な事項、諸手続き、税法上の取扱いなど、ぜひ知っておいていただきたい事項をわかりやすく説明しています。

定 款

当社の組織や事業運営の基本となる規則などを定めたものです。

(保険契約者がご契約の当事者となると同時に、「社員(構成員)」として会社の運営に参加することになるため掲載しております。)

約 款

ご契約のとりきめを記載したもので、普通保険約款と特約があります。

当社における個人情報の利用目的について

保険契約等の申込みに際して、お客様からいただいた個人情報は、以下の目的で利用させていただきます。

- 当社の保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- 当社または関連会社・提携会社の各種保険商品・金融商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- 当社業務の情報提供・運営管理、市場調査、商品・サービスの開発・研究

※当社の個人情報のお取扱いにつきましては、当社ホームページ (<https://www.asahi-life.co.jp>) にも掲載しておりますので合わせてご確認ください。

お申込みの約款・特約にチェックをして、それぞれの内容をご確認されるときにご活用ください。

	チェック 欄	ご契約の しおり	約款・ 特約
約 款	5年ごと利差配当付 介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）	☐	32ページ 86ページ
	無配当 生活習慣病保険（返戻金なし型）	☐	34ページ 112ページ
	5年ごと利差配当付 普通定期保険	☐	41ページ 150ページ
	無配当 普通定期保険（低解約返戻金型）	☐	43ページ 174ページ
	5年ごと利差配当付 災害死亡重点保障型定期保険	☐	44ページ 194ページ
特 約	無配当 初期生活習慣病入院一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）	☐	36ページ 212ページ
	無配当 7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）	☐	37ページ 227ページ
	無配当 災害割増特約	☐	46ページ 246ページ
	無配当 傷害特約	☐	46ページ 267ページ
	無配当 災害入院特約	☐	46ページ 293ページ
	無配当 手術給付金付疾病入院特約	☐	46ページ 316ページ
	無配当 入院初期給付特約	☐	46ページ 347ページ
	リビング・ニース特約	☐	49ページ 375ページ
	保険契約者代理特約	☐	52ページ 390ページ
	指定代理請求特約（2016）	☐	54ページ 396ページ

※各約款・特約の支払事由等の詳細については上記該当ページをご覧ください。

※申込内容等については保険証券でもご確認いただけますので、もう一度よくお確かめください。

もくじ

ご契約のしおり

ご契約についての大切な事項、諸手続き、税法上の取扱いなど、ぜひ知っておいていただきたい事項をわかりやすく説明しています。

目的別もくじ（主な項目について、知りたい内容の記載箇所が確認できます。）	6
--------------------------------------	---

主な保険用語の説明	8
-----------	---

朝日生命は相互会社です	10
-------------	----

お知らせとお願い

1. 保険契約の締結および生命保険募集人について	12
2. ご契約お申込手続きの際の留意点について	13
3. クーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回等）について	14
4. 保障の見直しをご検討の方へ	15
5. 現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ	16
6. ご契約の取消し、無効、解除について	17
7. 保険金等をお受取りいただける場合、お受取りいただけない場合の具体的事例について	18
8. 契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度について	21
9. 生命保険契約者保護機構について	23

ご契約に際して

10. 告知について	25
11. 責任開始の時について	27
12. 特別条件について	29
13. ご契約内容等の確認制度について	31

特長としくみ

14. 保険の特長としくみについて	32
1. 介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）の特長としくみについて	32
2. 生活習慣病保険（返戻金なし型）の特長としくみについて	34
3. 普通定期保険・集団扱普通定期保険・プレステージの特長としくみについて	41
4. プレステージ2の特長としくみについて	43
5. グランドステージの特長としくみについて	44
15. ご契約の更新、他の保険契約への加入について	48
16. リビング・ニーズ特約による保険金のお支払いについて	49
17. 保険契約者代理特約・指定代理請求特約（2016）・ご契約内容ご家族説明制度について	52
18. 保険料の払込免除について	57
19. 保険金、給付金等をお受取りいただけない場合について	59

保険料のお払込み

20. 保険料の払込方法について	63
21. 保険料の払込方法の変更について	64
22. 保険料払込みの猶予期間と失効、復活について	65
23. 保険料のお払込みが困難なときの継続方法について	66
24. 保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱いについて	67
25. 保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生したときの保険料について	68

ご契約後について

26. 保障を充実させる制度について	69
27. 保険契約者、死亡保険金等受取人の変更について	70

28. 保険契約者に対する貸付について	71
29. 解約と返戻金について	72
30. 社員配当金のお支払いについて	74
31. 生命保険と税金について	75
32. 保険金等のご請求に関する訴訟について	78
33. 諸請求に必要な書類について	78
34. 保険金等の支払期限について	80

定款・約款

「定款」は、当社の組織や事業運営の基本となる規則などを定めたものです。
「約款」は、ご契約のとりきめを記載したものです。

定款	82
5年ごと利差配当付介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）普通保険約款	86
無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）普通保険約款	112
5年ごと利差配当付普通定期保険普通保険約款	150
無配当普通定期保険（低解約返戻金型）普通保険約款	174
5年ごと利差配当付災害死亡重点保障型定期保険普通保険約款	194
無配当初期生活習慣病入院一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）	212
無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）	227
無配当災害割増特約	246
無配当傷害特約	267
無配当災害入院特約	293
無配当手術給付金付疾病入院特約	316
無配当入院初期給付特約	347
リビング・ニーズ特約	375
保険契約者代理特約	390
指定代理請求特約（2016）	396
特別条件特約	403
第1回保険料クレジットカード払込特約	411
第1回保険料電子決済扱特約	412
保険料口座振替特約	413
団体特約	419
集団特約	423
事業保険特約	427
5年ごと利差配当付普通定期保険集団扱特約	430
責任開始に関する特約	433
インターネットによる保険契約申込みに関する特約	435

朝日生命からのお願い	449
------------------	-----



ご契約のしおり

ご契約のしおりは、ご契約についての大切な事項、諸手続き、税法上の取扱いなど、ぜひ知っておいていただきたい事項をわかりやすく説明しています。ぜひご一読され、ご契約内容を十分にご理解いただきますようお願いします。

なお、特にご参照いただきたい項目、約款等のページを「⇒」で示しておりますので、ご覧ください。

目的別もくじ

ご契約に際して

ことば（保険用語）の意味を知りたい

主な保険用語の説明

8
ページ

申込みを撤回したい

3. クーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回等）について

14
ページ

現在加入している契約の保障内容を見直したい

4. 保障の見直しをご検討の方へ

15
ページ

告知義務について知りたい

10. 告知について

25
ページ

いつから保障が開始するか知りたい

11. 責任開始の時について

27
ページ

保険の特長と保険金等について

保険のしくみや支払事由について知りたい

14. 保険の特長としくみについて

32
ページ

保険金等が受取れない場合について知りたい

7. 保険金等をお受取りいただける場合、お受取りいただけない場合の具体的事例について
19. 保険金、給付金等をお受取りいただけない場合について

18 ページ
59 ページ

保険金、給付金等をご請求されるときは

お手持ちの「保険証券」

保険金等の請求者（受取人）は誰か、支払事由に該当しているかをご確認ください

お受取りいただけない場合に該当していないか、ご確認ください

14. 保険の特長としくみについて

32
ページ

7. 保険金等をお受取りいただける場合、お受取りいただけない場合の具体的事例について
19. 保険金、給付金等をお受取りいただけない場合について

18
ページ
59
ページ

次のような場合にはご案内のページをご覧ください。

保険料について

保険料の払込みができなかった場合について知りたい

22. 保険料払込みの猶予期間と失効、復活について

65
ページ

保険料の負担を減らしたい

23. 保険料のお払込みが困難なときの継続方法について

66
ページ

ご契約後について

効力を失った保険をもとに戻したい

22. 保険料払込みの猶予期間と失効、復活について

65
ページ

保障を充実させる諸制度について知りたい

26. 保障を充実させる制度について

69
ページ

保険契約者、受取人を変更したい

27. 保険契約者、死亡保険金等受取人の変更について

70
ページ

急にお金が必要になった

28. 保険契約者に対する貸付について

71
ページ

解約について知りたい

29. 解約と返戻金について

72
ページ

生命保険料控除、保険金等に係る税金について知りたい

31. 生命保険と税金について

75
ページ

各種手続きに必要な書類について知りたい

33. 諸請求に必要な書類について

78
ページ

契約に関するご相談や手続きの問い合わせ先等について知りたい

朝日生命からのお願い

449
ページ

「通知書」等で、ご契約内容をご確認ください

ご請求に必要な書類等をご確認ください

くわしいお手続き方法は、当社の担当者またはお客様サービスセンターでご案内します

33. 諸請求に必要な書類について

78
ページ

34. 保険金等の支払期限について

80
ページ

朝日生命からのお願い

449
ページ

主な保険用語の説明

保 険 用 語		説 明
き け	給 付 金	被保険者が災害により身体に障害が生じたとき、災害または疾病により入院されたとき、または手術を受けられたときなどにお支払いするお金のことをいいます。
	契 約 成 立 日	契約年齢や保険期間の計算の基準となる日をいい、通常は責任開始の日を契約成立日とします。なお、保険料の払込方法（経路）によっては、契約成立日を責任開始の日を含む月の翌月1日とすることがあります。
	契 約 成 立 日 の 応 当 日	ご契約後の保険期間中にむかえる契約成立日に対応する日をいいます。 ○契約成立日の応当日（年単位） 毎年の契約成立日に対応する日をいいます。 ○契約成立日の応当日（半年単位） 半年ごとの契約成立日に対応する日をいいます。 ○契約成立日の応当日（月単位） 毎月の契約成立日に対応する日をいいます。
	契 約 年 齢	契約成立日における年齢を契約年齢といい、保険料算定等の基準となります。この場合、被保険者の契約年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは切り上げます。 〔例〕24歳7か月の被保険者の契約年齢は25歳となります。 また、ご契約後の年齢は、契約成立日の応当日（年単位）ごとに、契約年齢に1歳ずつ加えて計算します（「ご契約のしおり一定款・約款」で「年齢」または「〇歳」と記載している場合は、ご契約時においては契約年齢を、またご契約後においては契約成立日の応当日（年単位）ごとに契約年齢に1歳ずつ加えた年齢を指します。）。
こ	告 知 義 務 と 告 知 義 務 違 反	保険契約者と被保険者は、ご契約のお申込みや復活のお申込みなどをされるときに、現在の健康状態や職業、過去の傷病歴など当社がおたずねする重要なことについて当社にお知らせ（告知）していただきます。これを「告知義務」といいます。 当社がおたずねした重要なことについて告知がなかったり、故意に事実と異なることを告知された場合などは、告知義務に違反したことになり、当社はご契約の効力を消滅（契約解除）させることができます。
	ご 契 約 内 容 説 明 書	ご契約内容をより一層ご理解いただくために作成したもので、保険証券の内容を補足するものであり、保険証券に同封のうえ、保険契約者あてに送付いたします。
し	失 効	猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがないなどの理由により、ご契約の効力が失われることです。
	指定代理請求人	保険金等受取人が被保険者の場合で保険金等をご請求できない事情があるときに備えて、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した、被保険者に代わって保険金等をご請求することができる人のことをいいます。
	支 払 事 由	保険金、給付金等をお支払いする条件のことをいいます。
	死亡・高度障害 保 険 金	被保険者が死亡、高度障害状態になった場合にお支払いするお金のことをいいます。
	社 員 配 当 金	資産の運用成果により毎年の決算で生じた剰余金から、公平に保険契約者に分配されるお金のことをいいます。

この冊子をお読みいただくにあたって、ご参照ください。

保 険 用 語		説 明
し	主 契 約 と 特 約	普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料の払込方法（経路）など主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。
	診 査	診査扱のご契約をお申込みの場合には、当社の指定する医師により問診、検診をさせていただくことをいいます。 また、勤務先の健康診断の結果票を提出いただくことで診査に代える方法等もあります。
せ	責任開始の時（責任開始期）と責任開始の日	当社が契約上の責任を開始する時期を責任開始の時といい、その責任開始の時を含む日を責任開始の日といいます。なお、復活の場合は最終の復活の時を指します。
	責 任 準 備 金	将来の保険金などを支払うために、保険契約者が払込む保険料の中から積み立てられるものをいいます。
た	第1回保険料相当額	「責任開始に関する特約」を付加していないご契約のお申込時にお払込みいただくお金のことをいい、ご契約が成立した場合には第1回保険料に充当されます。
て	定 款	当社の組織や事業運営の基本となる規則などを定めたものです。
は	払 込 期 月	保険料の払込方法（回数）により、次のとおりとなります。 ○年払契約の場合は、契約成立日の応当日（年単位）を含む月 ○半年払契約の場合は、契約成立日の応当日（半年単位）を含む月 ○月払契約の場合は、毎月
ひ	被 保 険 者	生命保険の対象として保険がかけられている人のことをいいます。
へ	返 戻 金	ご契約を解約された場合などに、保険契約者にお払戻しするお金のことをいいます。
ほ	保険期間開始の時（保険期間の始期）と保険期間開始の日	生活習慣病保険（返戻金なし型）において、申込みの時、第1回保険料相当額のお払込みがあった時または告知の時のいずれか遅い時を保険期間開始の時といいます。 ただし、「責任開始に関する特約」を付加した場合は、申込みの時または告知の時のいずれか遅い時を保険期間開始の時といいます。 保険期間開始の時を含む日を保険期間開始の日といいます。
	保 険 金 受 取 人	保険金を受取る人のことをいいます。
	保 険 契 約 者	保険会社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利（契約内容変更請求権など）と義務（保険料支払義務など）を持つ人のことをいいます。
	保 険 契 約 者 代 理 人	保険契約者が保険契約に関するお手続きを行うことができない事情があるときに備えて、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した、保険契約者に代わって保険契約に関するお手続きを行うことができる人のことをいいます。
	保 険 証 券	ご契約の保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。
	保 険 年 度	契約成立日または毎年の契約成立日の応当日から、その日を含めてその翌年の契約成立日の応当日の前日までをいいます。
	保 険 料	保険契約者からお払込みいただくお金のことをいいます。
や	約 款	ご契約のとりきめを記載したものです。

朝日生命は相互会社です

朝日生命は、保険契約者のみなさまが社員となり会社を構成する相互会社です。

1. 相互会社について

保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は相互会社です。相互会社は、保険業法で認められた保険会社独自の形態で、剰余金の分配のない保険契約を除き、保険契約者をご契約の当事者となると同時に、「社員（構成員）」として会社の運営に参加するというものです。

(注) 無配当保険である生活習慣病保険（返戻金なし型）またはプレステージ2（普通定期保険（低解約返戻金型））のみご加入の場合には定款第9条第1項の定めにより、当社の社員とはなりません。したがって、この場合の保険契約者は、保険金等の支払請求権や保険料の払込義務などの保険約款に定める保険契約に関する権利・義務のみを有し、総代の選出に関する社員の権利、総代会の開催を請求する権利等の社員の権利を有しません。

(1) 総代会について

○相互会社の最高意思を決定するのは、本来、社員総会ということになりますが、何百万人もの社員に集まっていたことは、困難です。そこで、社員総会に代わる代議制の機関として総代会を置いています。

総代会における報告事項および決議事項の主なものは次のとおりです。

- 報告事項…… ・ 事業報告、貸借対照表、損益計算書および基金等変動計算書の内容ならびに相互会社制度運営報告
- 決議事項…… ・ 剰余金の処分 ・ 社員配当金の割当 ・ 定款の変更
・ 総代候補者選考委員の選任 ・ 評議員の選任 ・ 取締役、監査役の選任

○総代会における報告および決議についてお知らせしています。

- 総代会で報告された貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書の内容や相互会社制度運営報告ならびに決議された主要な事項は、当社のホームページ (<https://www.asahi-life.co.jp>) に掲載して社員のみなさまにお知らせしています。

○総代会を傍聴することができます。

- 当社の経営について、社員に一層の理解を深めていただくために、「総代会傍聴制度」を実施しています。
- 毎年、総代会開催前の一定期間、本社、支社等の店頭に掲示するポスターならびに当社のホームページ (<https://www.asahi-life.co.jp>) に総代会の日程を掲載して希望者を募り、総代会を傍聴していただいております。

(2) 総代の選出方法について

社員の中から選任された選考委員で組織する総代候補者選考委員会が、総代候補者を選考して、推薦に関する公告を当社のホームページ (<https://www.asahi-life.co.jp>) に掲載するとともに、あわせて全社員に投票用紙等を送付します。

社員は、候補者の中に信任を可としない者がある場合、投票によってその意思を表明します。各候補者は、信任を可としない投票を行った社員の数投票権を有する社員の10分の1に満たない場合に、総代に選出されます。総代の選考は、広く社員全体の中から地域、職業、年齢などに偏りがないように行われています。

(3)総代の定数および任期について

当社の総代の定数は150名、任期は4年で、2年ごとに半数の改選を行います。

(4)社員の権利・義務について

社員の権利には、保険業法や定款の定めに基づき、総代選出にあたっての信任投票権などのほかに、一定数以上の社員による臨時総代会の招集請求権や総代会の議案提案権などがあります。その他、社員の主な権利として、保険約款に基づく保険金等の支払請求権、定款や保険約款の定めに基づく社員配当金請求権があります。また、社員の主な義務としては、保険約款に基づく保険料の払込義務があります。

2. 経営にご意見・ご提言を寄せる制度について

当社では、保険契約者のご意見を積極的に経営に反映させるため、次の制度を実施しています。

(1)評議員会について

評議員会は、社員から書面で寄せられた会社経営に関するさまざまなご意見、ご提言などを審議する機関です。さらに、ご契約者懇談会における経営に関するご意見等も評議員会で審議いたします。ご遠慮なくご意見、ご提言を本社評議員会事務局あてに書面でお寄せください。

(2)ご契約者懇談会について

ご契約者懇談会は、広く全国各地の保険契約者から生命保険に関するご意見、ご要望や当社の経営に対する諸提言を直接お聞きし、あわせて、当社の事業概況をご報告することにより、当社と生命保険に関し一層のご理解とご認識を深めていただくことを目的として、毎年、全国の支社等で開催しています。この懇談会で伺いましたご意見、ご提言等は、会社経営に反映させるよう努力を重ねています。ご契約者懇談会の開催案内は、開催前の一定期間、当社窓口へのポスター掲示やホームページ等で行っており、広くご出席者を募集しています。

3. 基金の状況について

当社の「基金の総額（基金と基金償却積立金の合計額）」は、2021年2月現在2,570億円となっています。

(注)・「基金」とは、保険業法の規定に基づき、基金の拠出者と相互会社との間で締結した契約に基づき、基金拠出者に拠出いただく資金です。

基金拠出者にとっては貸付債権としての性格を有する一方で、相互会社にとっては、保険業法の規定に基づき、資本勘定を構成するものです。

・拠出を受けた基金を返済することを「償却」といいます。保険業法によって、基金を償却する際、同じ金額の積立金（これを「基金償却積立金」といいます。）を会社内部に積み立てることが定められています。

1. 保険契約の締結および生命保険募集人について

1. 保険契約締結の「媒介」と「代理」について

生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。

生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

2. 生命保険募集人について

○当社の担当者（生命保険募集人）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更（保険契約の復活等）される場合にも、原則としてご契約内容の変更に対する当社の承諾が必要になります。

お手続き内容の詳細については、当「ご契約のしおり」の該当の項をご覧ください。

○告知をお受けできる権利（告知受領権）は、生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人（代理店を含みます）には告知をお受けできる権利がないため、**生命保険募集人に口頭でお話しされても告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。**

2. ご契約お申込手続きの際の留意点について

1. お申込みと告知について

- お申込みにあたっては、保険契約者（被保険者欄は被保険者）がご自身でお手続きください。
- 告知にあたっては、当社がおたずねする告知項目について、被保険者がご自身で正確にお答えください。
- 「告知」について、くわしくは10項（⇒p.25）をご参照ください。

2. 保険料充当金領収証について

- 第1回保険料相当額を当社担当者にお払いの際には、必ず引換えに**当社所定の領収証**（会社名、会社印が印刷されたもの。下記印見本）をお受取りください。

「保険料充当金領収証」印見本（実際とは大きさが異なります）



- 次の場合には、保険料充当金領収証は発行しません。
 - 「責任開始に関する特約」を付加し口座振替により第1回保険料をお払いいただいた場合
 - ペイジーに対応した払込取扱票を利用して第1回保険料相当額をお払いいただいた場合
 - 「第1回保険料クレジットカード払込特約」を付加し、第1回保険料相当額をクレジットカードでお払いいただいた場合
 - 「第1回保険料電子決済扱特約」を付加し、第1回保険料相当額をキャッシュカード（デビット機能付き）でお払いいただいた場合
 - 当社名義の所定の金融機関口座へ第1回保険料相当額をお振込みいただいた場合
- 以後の保険料についても当社の担当者にお払いの場合は、当社所定の領収証（会社名、会社印が印刷されたもの）をお受取りください。

3. お申込内容の確認について

ご契約をお引受けしますと、当社は、「保険証券」等を保険契約者にお送りしますので、お申込みいただいた内容およびお払いいただいた保険料と相違ないか、もう一度よくお確かめください。

ご不明な点がございましたら、お手数ですが、すぐに取り扱店または「重要事項説明書（注意喚起情報）」裏表紙に記載のお客サービスセンターにご連絡ください。

3. クーリング・オフ制度 (ご契約のお申込みの撤回等) について

- 生命保険契約は長期にわたる契約ですから、ご契約に際しては、十分ご検討くださいますようお願いいたします。
- 申込者または保険契約者（以下「申込者等」とします。）は、保険契約の申込日もしくは保障内容の訂正手続日、またはクーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面（重要事項説明書・ご契約のしおり）の交付日（書面の交付に代替する電磁的方法による提供日を含みます。）いずれか遅い日から、**その日を含めて20日以内**であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」とします。）をすることができます。
- お申込みの撤回等は書面発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便により取扱店または本社宛発信してください。この場合、書面には、お申込みの撤回等の意思を明記し、申込者等の氏名・住所および取扱店・取扱担当者名をご記入ください。

(注) 個人情報保護の観点から、封書によりお申し出ください。

<記入例>

朝日生命保険相互会社 行	
今回の契約申込みを撤回します。	
申込者氏名	: ○○ ○○ (自署)
申込者住所	: 東京都○○区○○○
取扱店 : ○○○○営業所	
取扱担当者名 : ○○ ○○	
申出日	: ○○○○年○○月○○日

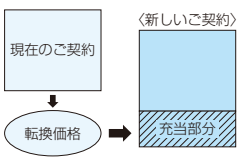
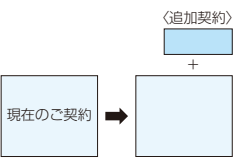
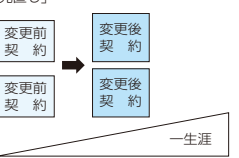
お申込みの撤回またはご契約の解除をする旨を明記してください。

取扱店・取扱担当者名をご記入ください。

- お申込みの撤回等があった場合は、当社は、申込者等に領収金額を全額お返しします。
- 当社は、申込者等に対し、お申込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- お申込みの撤回等の書面発信時に保険金または給付金の支払事由が生じている場合は、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申込みの撤回等の書面発信時に、申込者等が保険金または給付金の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
- 次の場合にはお申込みの撤回等のお取扱いはできません。
- 申込者等が法人（会社）または個人事業主（雇用主）の場合
 - 当社が指定した医師の診査が終了した場合

4. 保障の見直しをご検討の方へ

現在のご契約の保障内容を見直したいときには、次のような方法がご利用いただけます。

ご利用 いただく方法	契約転換制度	追加加入	保障見直し制度
特長	保障額の見直しと同時に、保険の種類や期間、付加する特約などを総合的に変更することができます。	現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実することができます。	「保険王」「保険王プラス」「やさしさプラス」「かなえるプラス」「ハハの幸せ コの幸せ」にご加入いただいている場合、お客様のライフサイクルやニーズの変化に合わせ、必要な部分だけを見直して保障を充実させることができます。
しくみ	現在のご契約を解約することなく、その責任準備金や配当金など（転換価格）を新しいご契約に充当する方法です。 	現在のご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です（ご契約は2件になります。） 	現在ご契約の指定契約の一部または全部を新たな指定契約に変更したり、現在のご契約に新たに指定契約を追加する方法です。 （例）「総合見直し」 
現在のご契約	消滅します。	継続します。	継続します。ただし、今回変更申出の指定契約は、新しいご契約に変更となります。また、被指定契約が利率変動積立型終身保険の場合には、利率変動型積立保険に変更となります。
保険料等	契約転換制度ご利用時の契約年齢、保険料率により保険料を計算します。	追加契約のご契約時の契約年齢、保険料率により追加契約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とは別にお払込みいただきます。	変更後契約、追加契約の保険料は「保障見直し制度」ご利用時の契約年齢、保険料率により再計算します。
ご注意	● 現在の当社のご契約を解約することなく、そのご契約の一部の責任準備金など（転換価格）を新しいご契約に充当する「契約一部転換制度」もあります。 ● 契約転換制度・契約一部転換制度をご利用いただくことにより、保険料算出用利率（予定利率）が下がったときは、保険種類によっては保険料が引き上げられることがあります。 ● 契約転換制度により、現在のご契約内容は消滅します。満期保険金・年金・生存給付金などがある契約からの転換の場合には、満期保険金・年金・生存給付金なども消滅します。 ● 契約転換制度・契約一部転換制度をご利用いただく場合、特にお申出がない限り、被転換契約（契約一部転換制度については対象契約）においてすえ置かれた生存給付金・教育資金・進学資金などについては、転換時に転換価格に組み入れられます。 ● 「保険王プラス」「やさしさプラス」「かなえるプラス」に転換されるときは、転換価格は利率変動型積立保険の積立金に充当されます。 ● 「保険王プラス」「やさしさプラス」「かなえるプラス」に転換されるときは、「キャッシュレス転換制度」をご利用いただくことができます。その場合には、利率変動型積立保険の積立金に充当される転換価格は、第1回保険料相当額の貸付金の精算後の金額となります。 ● 「保険王プラス」「やさしさプラス」「かなえるプラス」への転換時には、長期契約に対する配当金の権利は消滅します。 ● 「保障見直し制度」には、「部分見直し」、「総合見直し」、「追加見直し」の3つの方法があります。 ● 「保障見直し制度」をご利用いただく場合、保障内容変更価格（変更前契約や利率変動積立型終身保険の責任準備金・配当金など）は、利率変動型積立保険の積立金に充当されます。 ● 「保障見直し制度」をご利用いただく場合、「キャッシュレス保障見直し制度」をご利用いただくことができます。その場合には、ご利用されない場合に比べて、積立金の残高が保障見直し時にお払込みいただく保険料に相当する金額分だけ減少します。 ● 「ハハの幸せ コの幸せ」は「保障見直し制度」のご利用で「保険王プラス」または「やさしさプラス」になります。 ● 保障内容の見直しには、上記のほか、保険期間の変更による方法もあります。		

❗ ご留意ください

○それぞれの方法のご利用には、現在のご契約の種類や内容により、一定の要件を満たすことが必要になります。

○いずれの方法をご利用いただくときも、あらためて診査（または告知）が必要になります。被保険者の健康状態によっては、ご利用できない場合があります。

くわしくは当社の担当者またはお客様サービスセンターまでお問い合わせください。

お知らせとお願い

「契約に際して

特長としくみ

保険料のお払込み

「契約後について

3 4 保障の見直しをご検討の方へ
クーリング・オフ制度（「契約のお申込みの撤回等」）について

5. 現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ

- 現在ご契約の保険契約を解約、減額するときには、一般的に次の点について、保険契約者にとって不利益となります。
 - 多くの場合、返戻金は、お払込保険料の累計額より少ない金額となります。
特に、ご契約後短期間で解約されたときの返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うこととなる場合があります。
- 新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによりお断りする場合があります。
- 新たにお申込みの保険契約について、告知していただいた内容が事実と異なる場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。
- 新たにお申込みの保険契約の責任開始の日からその日を含めて**3年以内**の自殺により支払事由が発生した場合、保険金等はお支払いしません（グランドステージの第1保険期間中を除く）。
- 保険料は、保険料算出用利率（予定利率）のほか、将来見込まれる死亡率などにより算出しています。保険料算出用利率（予定利率）は、将来の運用収益を見込んであらかじめ一定の割合で割引く割引率です。現在ご契約の保険契約を解約、減額し、新たな保険契約のお申込みをされることにより、保険料算出用利率（予定利率）が下がった場合には、保険種類によっては保険料が引き上げられることがあります。
- 新たにお申込みの生活習慣病保険（返戻金なし型）および7大疾病一時金特約（返戻金なし型）の保険期間開始の日からその日を含めて**90日以内**にがんと診断確定された場合は、給付金等はお支払いしません。

6. ご契約の取消し、無効、解除について

1. 詐欺による取消しについて

「詐欺による取消し」について、くわしくは19項（⇒p.61）をご参照ください。

2. 不法取得目的による無効について

「不法取得目的による無効」について、くわしくは19項（⇒p.61）をご参照ください。

3. がん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効について

生活習慣病保険（返戻金なし型）および7大疾病一時金特約（返戻金なし型）におけるがん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効については、「14. 保険の特長としくみについて」の「2. 生活習慣病保険（返戻金なし型）の特長としくみについて」（⇒p.34）をご参照ください。

4. 告知義務違反による解除について

「告知義務違反による解除」について、くわしくは10項（⇒p.25）をご参照ください。

5. 重大事由による解除について

「重大事由による解除」について、くわしくは19項（⇒p.60）をご参照ください。

6. 第1回保険料のお払込みがないことによる無効について

「第1回保険料のお払込みがないことによる無効」について、くわしくは19項（⇒p.61）をご参照ください。

7. 保険金等をお受取りいただける場合、お受取りいただけない場合の具体的事例について

以下の各事例は、保険金等をお受取りいただける場合またはお受取りいただけない場合の代表例をご参考としてあげたものです。ご契約の保険種類・ご加入の時期によってはお取扱いが異なる場合がありますので、実際のご契約でのお取扱いに関しては、ご契約（特約）内容・約款を必ずご確認ください。また、記載以外に認められる事実関係等によってもお取扱いに違いが生じることがあります。

【事例1】死亡保険金のお受取り〈告知義務違反による解除〉

 お受取りいただける場合	 お受取りいただけない場合
ご契約加入前の「慢性C型肝炎」での入院について、正しく告知せずにご加入したが、ご加入1年後に「慢性C型肝炎」とは全く因果関係のない「胃がん」で死亡した場合。	ご契約加入前の「慢性C型肝炎」での入院について、正しく告知せずにご加入し、ご加入1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝がん」で死亡した場合。
解 説	
ご契約にご加入いただく際には、被保険者の過去の傷病歴等、現在の健康状態、身体の障がい状態などについて正確にもれなく告知いただく必要がありますが、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知された場合には、ご契約は解除となり、保険金等はお受取りいただけません。ただし、告知義務違反の対象となった事実と、ご請求原因との間に、全く因果関係が認められない場合には、保険金等をお受取りいただけます。	

【事例2】介護一時金のお受取り〈支払事由（公的介護保険制度の要介護認定）への非該当〉

 お受取りいただける場合	 お受取りいただけない場合
ご契約後に発病した筋萎縮性側索硬化症のため、筋力が低下し日常生活上介護を要する状態となったため、公的介護保険制度の「要介護3」と認定された場合。	脊髄損傷による下半身の麻痺のため、日常生活動作を自力で行うことが困難で「要介護3程度」の状態と医師には診断されたが、公的介護保険制度の要介護認定はされなかった場合。
解 説	
介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）では、公的介護保険制度の要介護認定をされた場合に介護一時金をお受取りいただけるため、公的介護保険制度で「要介護3以上」の状態と認定されない限り、介護一時金はお受取りいただけません。	

【事例3】災害死亡保険金等のお受取り〈免責事由への該当〉

 お受取りいただける場合	 お受取りいただけない場合
〈被保険者の不注意〉 被保険者が居眠り運転をして路肩に衝突し、死亡した場合。 〈軽度の酒酔い状態での事故〉 酒に酔っていたが、横断歩道を通常に歩行していて、走行してきた車にはねられ死亡した場合。	〈被保険者の重大な過失〉 被保険者が、危険であることを認識できる状況で高速道路を逆走して対向車と衝突し、死亡した場合。 〈泥酔状態を原因とする事故〉 泥酔して道路上で寝込んでいるところ、車にはねられて死亡した場合。
解 説	
ご契約（特約）により、災害死亡保険金、給付金等をお受取りいただけない場合（免責事由）を定めており、そのいずれかに該当する場合には、災害死亡保険金、給付金等はお受取りいただけません。 《免責事由の例》 ・ 保険契約者、被保険者の故意または重大な過失による場合 ・ 被保険者の泥酔の状態を原因とする場合 等	

【事例4】高度障害保険金のお受取り〈所定の高度障害状態への非該当〉

 お受取りいただける場合	 お受取りいただけない場合
「脊髄小脳変性症」によって全身の機能が低下し、食物の摂取、排泄や排泄の後始末、衣服の着脱、起居、歩行、入浴の全てにおいて、自力では全く不可能で、常に他人の介護を要する状態に該当し、かつ回復の見込みがない場合。	「脳梗塞」の後遺症として左半身の麻痺が生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも常に他人の介護を要する状態であるものの、右半身は正常に動かすことができ、食物の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える場合。
解 説	
高度障害保険金は、所定の高度障害状態に該当し、かつ回復の見込みがないときにお受取りいただけます。したがって、所定の高度障害状態に該当しない場合にはお受取りいただけません。なお、高度障害保険金の支払対象となる所定の高度障害状態は、身体障害者福祉法等に定める障がい状態等とは異なる場合があります。	

【事例5】災害死亡保険金等のお受取り〈不慮の事故への該当・非該当〉

 お受取りいただける場合	 お受取りいただけない場合
次のような原因により死亡したときで、ご契約（特約）に定める急激・偶発・外来の定義をすべて満たす場合。 ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電	次のような原因により死亡した場合。 ・熱中症（日射病・熱射病） ・高山病 ・飢餓 ・過度の運動 ・処刑
解 説	
災害死亡保険金、給付金等は、不慮の事故による傷害を直接の原因として支払事由に該当した場合にお受取りいただけます。対象となる不慮の事故は、約款に定める急激・偶発・外来の定義をすべて満たすことが必要となり、被保険者の故意によるものや疾病によるものは対象となりません。	

【事例6】入院給付金等のお受取り〈責任開始の時前の発病〉

 お受取りいただける場合	 お受取りいただけない場合
ご契約加入後に発病した「腰椎椎間板ヘルニア」により入院した場合。	ご契約加入前より治療を受けていた「腰椎椎間板ヘルニア」が、ご契約加入後に悪化し入院した場合。
解 説	
入院給付金等は、一般的にご契約（特約）の責任開始の時以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害を原因とする場合を支払対象と定めています。したがって責任開始の時前に発病した疾病や、責任開始の時前の事故を原因とする場合には、お受取りいただけません。なお、ご契約（特約）により、以下のような場合、責任開始の時以後の疾病によるものとみなすお取扱いがあります。 ・責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院や手術 ・告知等により会社が知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾したとき（事実の一部について告知いただけていないこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。） ・病院での受診歴や健康診断等による異常の指摘がなく、症状について被保険者等による認識・自覚もなかったとき	

【事例7】入院給付金のお受取り〈支払限度日数の超過〉

○	お受取りいただける場合	✕	お受取りいただけない場合
	1回の入院に対して支払われる限度日数が120日で、退院日の翌日からその日を含めて180日以内の再入院については1回の入院とみなすこととなっているタイプのご契約において、「大腸がん」で130日間入院し、退院から200日後に再び同じ「大腸がん」で90日間入院した場合。 1回目の入院は120日分、2回目の入院は86日分お受取りいただけます。		1回の入院に対して支払われる限度日数が120日で、退院日の翌日からその日を含めて180日以内の再入院については1回の入院とみなすこととなっているタイプのご契約において、「大腸がん」で130日間入院し、退院から100日後に再び同じ「大腸がん」で90日間入院した場合。 1回目の入院は120日分お受取りいただけますが、2回目の入院は1回目と通算される結果、支払日数の限度（120日）を超過することになるので、お受取りいただけません。
解 説			
ご契約（特約）により、1回の入院に対して支払われる限度日数が定められている場合があります、その日数を超えた入院については、給付金はお受取りいただけません。 なお、ご契約によっては、いったん退院し一定期間内（180日以内）に再入院した場合、1回の入院とみなし入院日数を通算することがあります。 （注）ご契約によっては、不担保期間がある場合があります。			

【事例8】手術給付金のお受取り〈所定の手術への非該当〉

○	お受取りいただける場合	✕	お受取りいただけない場合
	・「虫垂炎」の治療のため、虫垂を切除する手術を受けた場合 ・「腰椎椎間板ヘルニア」の治療のため、椎間板ヘルニアを切除する手術を受けた場合 ・「胃がん」の治療のため、胃を切除する手術を受けた場合		・「へんとう腺」の治療のため、へんとうを摘出する手術を受けた場合 ・「皮膚良性腫瘍」の治療のため、腫瘍を摘出する手術を受けた場合 ・骨折時に埋め込んだ金具を抜く手術を受けた場合
解 説			
ご契約（特約）により、支払対象となる手術（注）の範囲を定めており、そのいずれにも該当しない手術を受けた場合には、手術給付金はお受取りいただけません。なお、支払対象となる手術の種類や倍率については、約款別表の「手術給付倍率表」にてご確認ください。 （注）支払対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として行われる手術（放射線照射および温熱療法を含みます）をいい、吸引、穿刺などの処置、神経ブロック、人間ドックなどの検査、診断のための手術、美容整形上の手術および疾病を直接の原因としない不妊手術などは除きます。			

【事例9】7大疾病一時金のお受取り〈2回目以降のお受取り〉

○	お受取りいただける場合	✕	お受取りいただけない場合
	がんと診断確定され入院し、1回目の7大疾病一時金を受取ってから、1年経過後も、同一のがんで継続入院していた場合。		脳卒中で入院し、1回目の7大疾病一時金を受取ってから、1年経過後も、同一の脳卒中で継続入院していた場合。
解 説			
7大疾病一時金を複数回お支払いするときは、その原因が新たに生じていることが要件となります。 7大疾病一時金が支払われた最終の支払事由が該当日からその日を含めて1年以内に支払事由に該当したときは、お支払いしません。 また、拡張型心筋症および医師の診断による慢性腎臓病・肝硬変・糖尿病性網膜症・（解離性）大動脈瘤に該当した場合のお支払いは、それぞれ1回限りとなります。 ただし、がんについては、1年経過後に入院していれば、前回のお支払いと同じがんでも新たながんとみなし、7大疾病一時金をお支払いします。			

8. 契約内容登録制度・契約内容照会制度・ 支払査定時照会制度について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、下記の通り、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

1. 契約内容登録制度・契約内容照会制度について

お客様のご契約内容が登録されることがあります。

○当社は、（一社）生命保険協会、（一社）生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

○保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、（一社）生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録内容は消去されます。

（一社）生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、（一社）生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間、お引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約成立日、復活の日、復旧の日、増額の日または特約の中途付加の日から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約成立日等から5年間」と「契約成立日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開しません。

○当社の保険契約等に関する登録事項については、当社〔朝日生命保険（相）〕が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取り扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お近くの当社窓口にお問い合わせください。

【登録事項】

次の事項が登録されます。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします）
- (2) 死亡保険金額（死亡給付金額）および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約成立日（復活の日、復旧の日、増額の日および特約の中途付加の日）
- (5) 取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、ご契約およびお申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

- 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、（一社）生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

2. 支払査定時照会制度について

保険金等のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。

- 当社は、（一社）生命保険協会、（一社）生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、（一社）生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開しません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社〔朝日生命保険（相）〕が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お近くの当社窓口にお問い合わせください。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過したご契約に係るものは除きます。

- （1）被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします）
- （2）保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日および対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとし）
- （3）保険種類、契約成立日、復活の日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

- 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、（一社）生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

9. 生命保険契約者保護機構について

当社は「生命保険契約者保護機構」に加入しております。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険業法等法令に定める手続きを経たうえで、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます。）の概要は以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（注1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（注2）を除き、責任準備金等（注3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金、年金等の90%が補償されるものではありません。（注4））。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額、年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

（注1）特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続きにおいては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続きの中で確定することとなります。）。

（注2）破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（*1）を超えていた契約を指します（*2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
高予定利率契約の補償率 = 90% - {(過去5年間の各年の予定利率 - 基準利率) の総和 ÷ 2}

（*1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

（*2）一つの保険契約において、主契約、特約の予定利率が異なる場合、主契約、特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

お知らせとお願い

「契約に際して

特長としくみ

保険料のお払込み

「契約後について

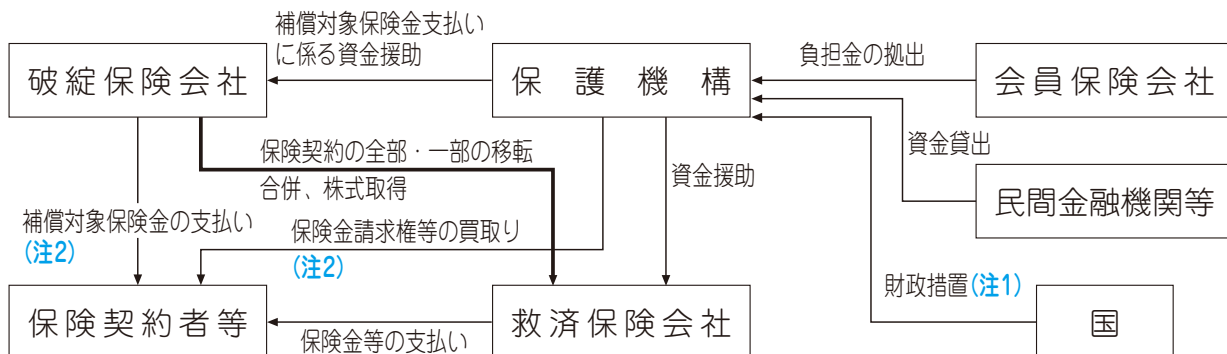
8 9
生命保険契約者保護機構について
契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度について

(注3) 責任準備金等とは、将来の保険金、年金、給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

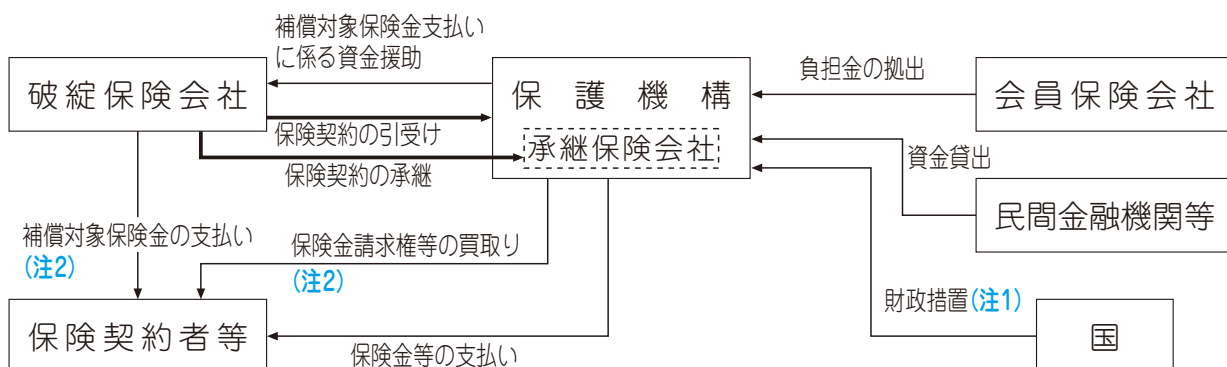
(注4) 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

【仕組みの概略図】

○救済保険会社が現れた場合



○救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります（高予定利率契約については、[前ページ\(注2\)](#)に記載の率となります。）。

○補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

○生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

10. 告知について

ご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要なことについておたずねします。

1. 告知義務について

- 保険契約者や被保険者には健康状態などについて告知をしていただく必要があります。これを告知義務といいます。

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。

したがって、はじめから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件でご契約されると、保険料負担の公平性は保たれません。

ご契約にあたっては、**過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業**など当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

- 当社が指定する医師による診査を行うご契約の場合には、医師が被保険者の過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）などについておたずねしますので、その医師に口頭により事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

- 告知をお受けできる権利（告知受領権）は、生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人（代理店を含みます）には告知をお受けできる権利がないため、**生命保険募集人に口頭でお話しされても告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。**

また、当社の担当者（生命保険募集人）が、傷病歴や健康状態などについて事実を告知いただかないよう誘導することはありません。

- 「**現在のご契約の解約、減額を前提とした新たなご契約へのご加入**」をご検討されている方は次のことにご留意ください。

一般のご契約と同様に告知義務があります。したがって「現在のご契約の解約、減額を前提とした新たなご契約へのご加入」の場合は「新たなご契約の責任開始の時」から、告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺による契約の取消しの規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。よって、**告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために解除または取消しとなることもありますので、ご留意ください。**

2. 告知義務違反について

- もし事実を告知されなかったり事実と違うことを告知された場合には、ご契約または特約を解除させていただき、保険金、給付金等をお受取りいただけないことがあります。

告知いただくことについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日（生活習慣病保険（返戻金なし型）の場合は保険期間開始の時。以下同じ）または復活の日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

責任開始の日または復活の日から2年を経過していても、保険金、給付金等の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。ご契約または特約を解除した場合には、たとえば保険金、給付金等の支払事由が発生していても、これをお受取りいただくことはできません。

また、保険料の払込免除事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。

ただし、「保険金、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」

との間に、全く因果関係が認められない場合には、保険金、給付金等をお支払いまたは保険料のお払込みを免除します。

○契約または特約を解除するときは、返戻金があれば保険契約者にお支払いします。

○告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約または特約を解除することができます。

なお、前記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、保険金、給付金等をお受取りいただけないことがあります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金、給付金等をお受取りいただけないことがあります。

この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなることがあります。

また、すでにお払込みいただいた保険料はお返ししません。

3. 傷病歴・通院事実等を告知された場合

○所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。

○傷病歴がある場合でも、その内容や上記の結果等によってはご契約をお引受けさせていただくことがあります。（ご契約をお引受けできないことや「割増保険料の払込み」「保険金、給付金等の削減支払」「特定部位・指定疾病についての不担保」および「特定高度障害状態についての不担保」などの特別条件をつけてお引受けさせていただくこともあります。）

○当社では、以下の商品を販売しておりますので、健康に不安のある方はご検討ください。

- ・「かなえる定期保険」（5年ごと利差配当付引受基準緩和型定期保険（非更新型））
- ・「かなえる終身保険」（5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型））
- ・「かなえる医療保険」（5年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型））

「かなえる定期保険」、「かなえる終身保険」、「かなえる医療保険」は、健康に不安のある方向けの商品ですので、保険料は当社の他の商品に比べて多くの場合で割高となっています。
なお、ご契約にあたっては当社所定の条件がありますので、詳しくは当社の担当者にお問い合わせください。

4. ご契約時のほかに告知が必要な場合

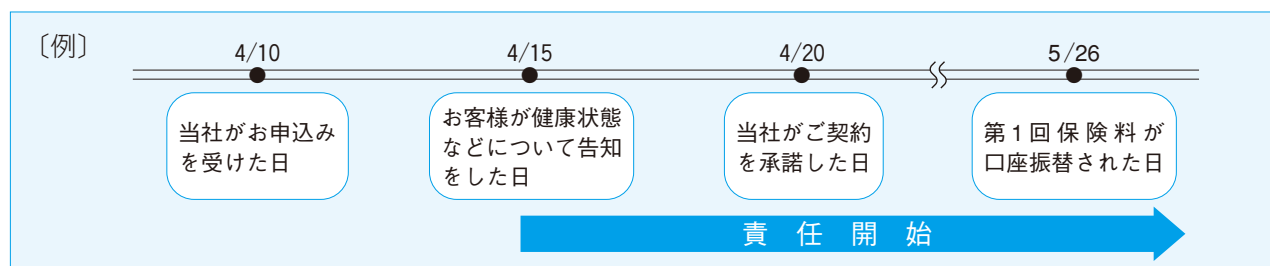
○ご契約されるときのほか、ご契約を復活される場合にも告知が必要です。ご契約によっては、さらに診査が必要です。

○告知義務違反があった場合は、その責任開始の日を基準にして前記と同様にご契約または特約を解除することがあります。

11. 責任開始の時間について

○保険契約は、保険契約者からのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。承諾をした場合、保障は以下の時から開始します。

- 第1回保険料を口座振替でお支払いいただく場合（「責任開始に関する特約」を付加した場合）
お申込みと告知がともに完了した時からご契約上の責任を開始します。

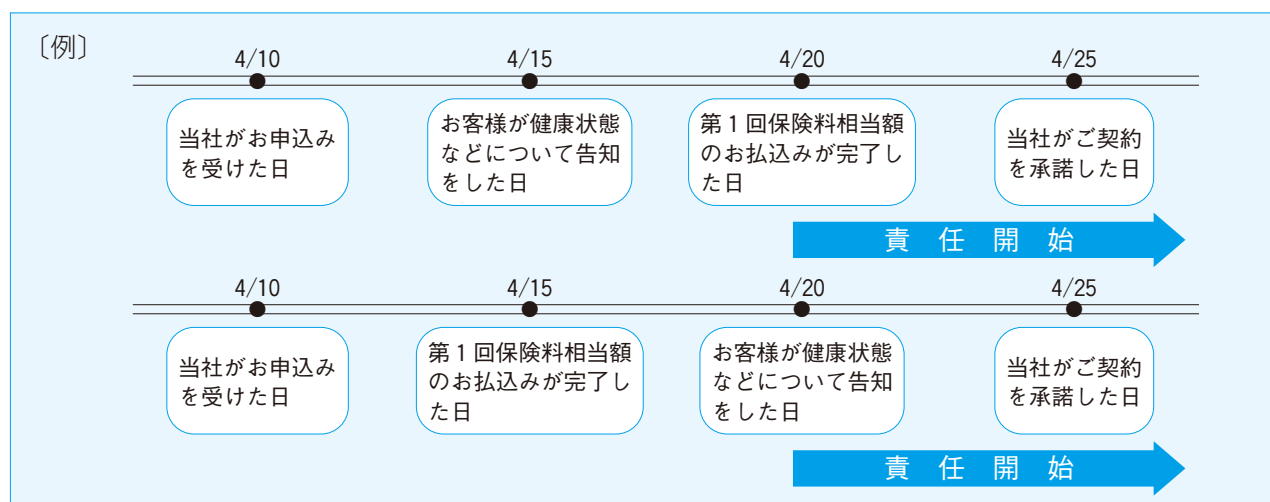


- 上記以外の場合

お申込み、告知ならびに第1回保険料相当額のお支払い（注）が、ともに完了した時からご契約上の責任を開始します。

（注）第1回保険料相当額のお支払いが完了した時とは、第1回保険料充当金を口座振込みでお支払いいただいた場合は当社着金日、ペイジーに対応した払込取扱票を利用してお支払いいただいた場合はお払込日、クレジットカードでお支払いいただいた場合は取扱クレジットカード会社による利用承認日、キャッシュカード（デビット機能付き）でお支払いいただいた場合は口座からの引落とし日とします。

なお、お申込内容の変更等に伴い、後日、追加で保険料のお支払いをいただいた場合でも、当初お支払いの時とします。

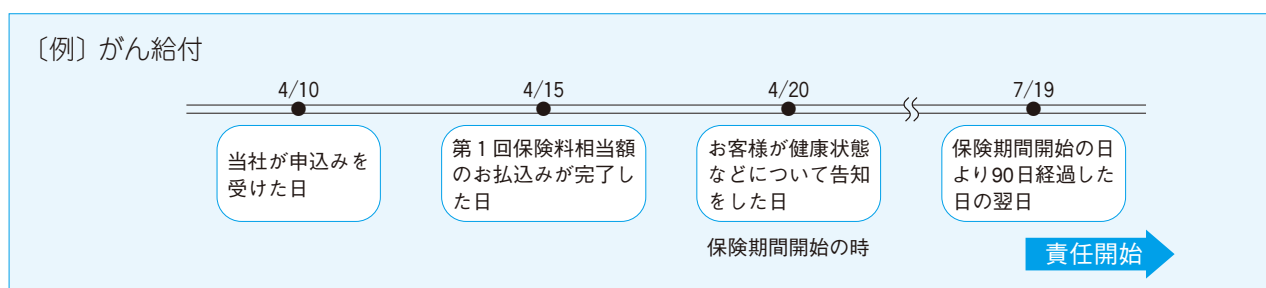


○お申込みいただいたご契約についてお引受けするか否かを当社が決定する前に被保険者となる方が死亡した場合には、死亡していなかったならばご契約をお引受けしたであろうと認められ、死亡時まで告知も第1回保険料相当額も受領しているときに限り、ご契約をお引受けしたものとしてお取扱いします。

○ご契約のお引受けにあたり、被保険者の健康状態を原因として特別条件をつけることを要した場合は、特別条件のお取扱いを承諾されたときに、第1回保険料相当額のお支払いと告知がともに完了した時（「責任開始に関する特約」を付加した場合は、告知が完了した時）にさかのぼってご契約上の責任を開始します。

○生活習慣病保険（返戻金なし型）および7大疾病一時金特約（返戻金なし型）におけるがん給付のお支払いについては、次の時から保険契約上の責任を開始します。

生活習慣病保険（返戻金なし型） におけるがん給付	保険期間開始の日（復活の場合は復活の日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日
7大疾病一時金特約（返戻金なし型） におけるがん給付	特約の保険期間開始の日（復活の場合は復活の日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日



❗ ご留意ください

- 第1回保険料相当額を当社担当者にお支払いの際は、必ず引換えに**会社名、会社印が印刷された**当社所定の「**保険料充当金領収証**」をお受取りください。（⇒2項：p.13）
- 第1回保険料相当額が10万円以上の場合は、当社名義の所定の金融機関口座へお振込みいただきます。この場合、当社着金日をお支払いが完了した時とします。

◇「責任開始に関する特約」について

- この特約を付加したご契約の第1回保険料は、払込期間（注1）中の振替日に保険契約者が指定した口座から振り替えます。
- 振替日に振り替えができなかったときは、翌月の振替日に再度振り替えます。（保険料の払込方法が月払の場合には、第2回保険料とともに振り替えます。）
- 猶予期間（注2）満了日までに、第1回保険料のお支払いがないとき、**ご契約は無効となります。**この場合、以後、**新たにこの特約を付加したご契約のお申込みがあってもお引受けできない場合があります。**
- 第1回保険料をお支払いいただく前に、保険金・給付金等の支払事由が発生した場合、お支払いする保険金・給付金等から第1回保険料を差し引きます。また、第2回保険料の払込期月の契約応当日が到来している場合には、第2回保険料も差し引きます。なお、お支払いする保険金・給付金等が、当該期間までにお支払いいただく必要がある保険料に不足する場合、未払込保険料をお支払いいただきます。
- 第1回保険料をお支払いいただく前に、保険料の払込免除事由に該当された場合には、第1回保険料をお支払いいただくことで、保険料が払込免除となります。なお、第2回保険料の払込期月の契約応当日が到来している場合には、第2回保険料もお支払いいただく必要があります。
- この特約は、転換の際には付加できないなど、当社所定の条件があります。
- 第1回保険料のお支払い前は、主契約の減額、特約のみの解約・減額ができないなど、当社所定の条件があります。

（注1）責任開始の日からその翌月末日までをいいます。

（注2）払込期間の翌月1日から末日までをいいます。

12. 特別条件について

被保険者の健康状態などによってはご契約をお断りしたり、特別条件をつけてご契約をお引受けする場合があります。

1. 特別条件について

被保険者の健康状態、職業などによっては、他のご契約との公平性を保つために、ご契約をお断りしたり、「割増保険料の払込み」「保険金、給付金等の削減支払」「特定部位・指定疾病についての不担保」および「特定高度障害状態についての不担保」などの特別条件をつけてご契約をお引受けする場合があります。特別条件をつけたご契約をお引受けする場合には、特別条件の内容を反映した「保障内容の訂正」のお手続きをいただきます。

2. 特別条件が適用されたご契約の各種お取扱いについて

(1) 普通定期保険等に適用の場合

○普通定期保険、普通定期保険（低解約返戻金型）に適用の場合、次のお取扱いはできません。

- ①保険契約の更新
- ②保険期間の終身への変更
- ③他の保険契約への加入
- ④保険期間の延長

- ⑤失効後2年を経過した後の復活（ただし集団扱普通定期保険については、失効後3か月を経過した後の復活）

（注） ただし①～④については、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保（*）の場合にはお取扱いします。

（*） 特定高度障害状態についての不担保の特別条件が適用されている場合、①～③は以下のとおりお取扱いします。

ア. ①、②の場合

更新日または変更日の前日までに特定高度障害状態についての不担保期間が満了していないときは、更新後または変更後のご契約には、更新前または変更前のご契約に付加されていた特定高度障害状態についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。

イ. ③の場合

加入されるご契約には、元のご契約に付加されていた特定高度障害状態についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。

(2) 生活習慣病保険（返戻金なし型）等に適用の場合

○生活習慣病保険（返戻金なし型）、介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）、初期生活習慣病入院一時金特約（返戻金なし型）、7大疾病一時金特約（返戻金なし型）に適用の場合、次のお取扱いはできません。

- ①保険契約および特約の更新
- ②生活習慣病保険（返戻金なし型）、介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）の保険期間の終身への変更
- ③失効後2年を経過した後の復活

（注） ただし①および②については、給付金等の削減期間経過後、特定部位・指定疾病についての不担保または特定高度障害状態についての不担保（*）の場合はお取扱いします。

（*） 特定部位・指定疾病についての不担保または特定高度障害状態についての不担保の特別条件が適用されているご契約および特約について①および②のお取扱いを行う場合、更新日または変更日の前日までに特定部位・指定疾病に

についての不担保期間または特定高度障害状態についての不担保期間が満了していないときは、更新後または変更後のご契約および特約には、更新前または変更前のご契約および特約に付加されていた特定部位・指定疾病についての不担保または特定高度障害状態についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。

(3)手術給付金付疾病入院特約等に適用の場合

○手術給付金付疾病入院特約、入院初期給付特約に適用の場合、次のお取扱いはできません。

①特約の更新

②主契約の保険期間の延長

③特約の失効後2年を経過した後の復活（ただし集団扱普通定期保険に付加された特約については、3か月を経過した後の特約の復活）

（注）ただし①および②については、給付金の削減期間経過後または特定部位・指定疾病についての不担保（※）の場合はお取り扱いします。

（※）特定部位・指定疾病についての不担保の特別条件が適用されている特約について①のお取扱いを行う場合、特約更新日の前日までに特定部位・指定疾病についての不担保期間が満了していないときは、更新後の特約には、更新前の特約に付加されていた特定部位・指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。

13. ご契約内容等の確認制度について

当社の職員または当社から委託した担当者がご契約内容等の確認のため、電話をさせていただきます場合があります。なお、この確認制度は生命保険会社各社が行っております。

1. お申込時の契約確認について

契約のお申込みにあたり、後日、当社の職員または当社から委託した担当者が、申込内容や告知内容および重要書類の受領の確認のため、ご本人様に電話をさせていただきます場合があります。

お申込時に告知された内容が事実と相違したり、告知もれがあると、将来、保険金、給付金等をお支払いできない場合がありますので、確認の際にはご協力くださいますようお願いいたします。

2. 保険金等のご請求時の確認・照会について

保険金、給付金等のお支払いおよび保険料払込免除等のご請求に際して、当社の職員または当社から委託した担当者が保険金、給付金等をお支払いするための確認・照会（以下、「支払確認・照会」といいます。）に、ご本人様や医療機関、公的機関等を訪問させていただく場合があります。

この支払確認・照会にあたりましては、お客様のプライバシーの保護に関し細心の注意をもってお取り扱いさせていただきますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

(注) 支払確認・照会に際し、保険契約者、被保険者または受取人が会社からの支払確認・照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て支払確認・照会が終わるまで保険金、給付金等をお支払いしません。

お知らせをお願い

ご契約に際して

特長としくみ

保険料のお払込み

ご契約後について

12 13
12 13
特別
条件
について
ご契約内容等の確認制度について

14. 保険の特長としくみについて

1. 介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）の特長としくみについて

保険期間内に被保険者が要介護状態になった場合の保障を一時金にてご準備いただける保険です。

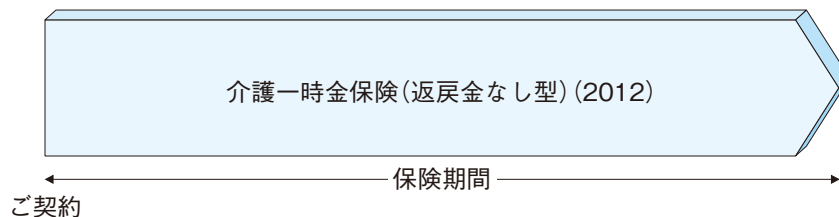
○保険期間内に被保険者が公的介護保険制度に基づく要介護状態（要介護度3～5）に該当していると認定されたとき、介護一時金をお受取りいただけます。

[しくみ]

定期タイプ



終身タイプ



- 保険期間内に被保険者が公的介護保険制度に基づく要介護状態（要介護度1～2）に該当していると認定されたとき、以後の介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）の保険料の払込みを免除します。（⇒18項:p.57）
- 定期タイプについては、保険契約者から特にお申出がない限り、更新のお申出があったものとして、保険期間満了日の翌日に、ご契約は自動的に更新されます（更新されない場合は、保険期間満了日の2週間前までにお申出ください。）。（⇒15項：p.48）

お支払いする 一時金等	支払事由	支払金額	受取人
介護一時金	被保険者が、責任開始の時以後に生じた傷害または疾病（注1）により公的介護保険制度（注2）に基づく要介護3以上の状態（注3）に該当していると認定されたとき	介護一時金額	介護一時金受取人
死亡給付金	保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき（注4）	介護一時金額の10%	死亡給付金受取人

（注1） 疾病には薬物依存は含みません。

（注2） 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。

（満40歳以上の方が、公的介護保険制度の被保険者となります（2021年2月現在）。）

（注3） 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日厚生省令第58号）第1条第1項に定める状態をいいます。

（注4） 保険料払込期間が終身のご契約のときには、死亡給付金はありません。

○介護一時金・死亡給付金は重複してお支払いしません。

○法令改正等による公的介護保険制度等の改正や介護に関する技術または環境の変化（公的介護保険制度によらない介護の状況の変化、介護に関する社会環境の変化等）のいずれかの事由が、介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）の支払事由または保険料の払込免除事由に影響を及ぼす場合には、会社は、主務官庁の認可を得て、将来に向かって支払事由または保険料の払込免除事由を変更することがあります。なお、この場合は、支払事由または保険料の払込免除事由を変更する2か月前までに保険契約者へご連絡します。

○介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身タイプ（有期払）の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中においては返戻金があります。

○介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）には、満期保険金はありません。また、契約者貸付、保険料振替貸付、払済保険・延長保険への変更のお取扱いはできません。

（1）保険期間について

○介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）の保険期間の終期は、ご契約時に当社所定の範囲内で選択していただきます。

○介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）へご加入のときは、次の「（2）保険期間の終身変更について」の場合を除いて保険期間および保険料払込期間の変更はできません。

（2）保険期間の終身変更について

○定期タイプは、保険期間満了日の被保険者の年齢が74歳以下のとき、保険期間満了の際に、元のご契約に代えて、その介護一時金額を限度として、診査や告知をしないで同種の保険契約（終身タイプ）に変更することができます。同種の保険契約（終身タイプ）への変更は保険期間満了の1か月前までにお申込みください。

- 変更後契約の介護一時金額は、変更前契約の介護一時金額を限度とします。
- 変更後契約の保険料は、変更日の被保険者の年齢によって定めます。その場合、変更日現在の約款および保険料率が適用されます。
- 変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日として変更後契約への変更をお取扱いします。
- 変更のお取扱いにあたっては、変更前契約の最終の保険料が払込まれていることが必要です。
- 変更後契約の第1回保険料は、変更日を含む月の末日までに払込んでいただきます。

！ ご留意ください

○次の場合には、保険期間を終身に変更することができません。

- 保険料払込免除のお取扱いを受けているご契約
- 変更前契約に特別条件の適用を受けたご契約（ただし、介護一時金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合にはお取扱いします。）
- 上記以外で当社所定の要件に該当するご契約

（3）一時金等のお支払いについて

○一時金等の支払方法は、会社の取扱いの範囲内で、一時支払、すえ置き支払を選択することができます。すえ置き支払は、一時金等の全部または一部を、実際にお使いになるまで当社が所定の利息（すえ置き利率は金利水準等により変動します。）をつけてお預かりする方法です。

2. 生活習慣病保険（返戻金なし型）の特長としくみについて

（1）生活習慣病保険（返戻金なし型）について

生活習慣病による入院などの保障をご準備いただける保険です。

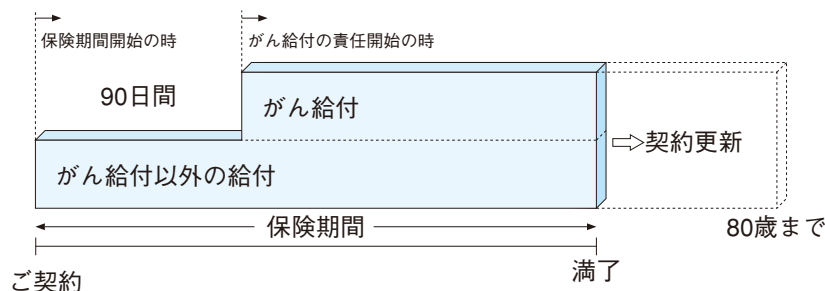
○被保険者が、7つの生活習慣病により入院したときに生活習慣病入院給付金をお支払いします。

○生活習慣病入院給付金の支払対象となる疾病は、[約款別表1・2](#)に定めるがん、心・血管疾患、脳血管疾患、腎疾患、肝疾患、糖尿病、高血圧性疾患です。

[約款別表1](#) ⇨ p.143、[約款別表2](#) ⇨ p.144

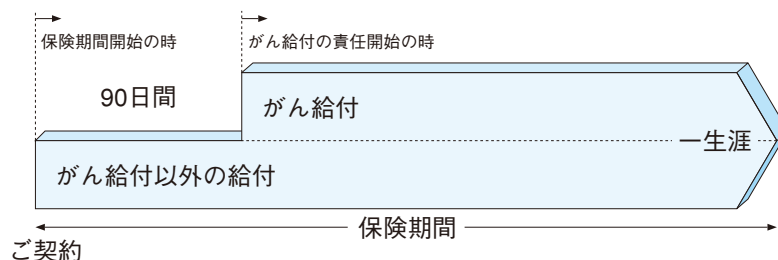
○上記給付のうち、がんを直接の原因とする生活習慣病入院給付金を「がん給付」といいます。

〔しくみ〕
定期タイプ



終身タイプ

一生涯にわたり、生活習慣病に対する保障をご準備いただけます。



○がん給付については、保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日から責任を開始します。（⇨11項：p.27）

○定期タイプについては、保険契約者から特にお申出がない限り、更新のお申出があったものとして保険期間満了日の翌日に、ご契約は自動的に更新されます（更新しない場合は、保険期間満了日の2週間前までにお申出ください。）。

○生活習慣病保険（返戻金なし型）には、会社の取扱いの範囲内で初期生活習慣病入院一時金特約（返戻金なし型）、7大疾病一時金特約（返戻金なし型）を付加することができます。

お支払いする 給付金	支払事由	支払金額	受取人
生活習慣病 入院給付金	被保険者が次のいずれかに該当したとき ①がん がん給付の責任開始の時前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、がん給付の責任開始の時以後保険期間中に、がんと診断確定され、がんの治療を直接の目的とする入院日数が1日以上 の入院をしたとき	1回の入院につき 生活習慣病 入院給付金日額 × 入院日数	入 院 給付金 受取人

お支払いする 給付金	支払事由	支払金額	受取人
生活習慣病 入院給付金	②がん以外の生活習慣病 「がん給付以外の給付」の責任開始の時以後保険期間中に、「がん給付以外の給付」の責任開始の時以後に発病した「がん以外の生活習慣病」の治療を直接の目的とする入院日数が1日以上入院をしたとき	1回の入院につき 生活習慣病 入院給付金日額 × 入院日数	入 院 給付金 受取人
死亡給付金	保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき（注）	生活習慣病 入院給付金日額 × 10倍	死 亡 給付金 受取人

（注） 保険料払込期間が終身の保険契約の場合、死亡給付金はありません。

○生活習慣病保険（返戻金なし型）は無配当保険のため、配当金はありません。

○生活習慣病保険（返戻金なし型）には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身タイプ（有期払）の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中においては返戻金があります。

○がんについて

- 生活習慣病入院給付金の支払対象となる「がん」とは、[約款別表1-1](#)に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが[約款別表1-4](#)に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。
[約款別表1 ⇨ p.143](#)
- 「がん」の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定、または病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定のいずれかである必要があります。

○生活習慣病保険（返戻金なし型）におけるがん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効

告知日以前または告知日からがん給付の責任開始の時前にがんと診断確定されていた場合（保険契約者、被保険者がその事実を知らない場合も含みます。）には、保険契約（付加特約を含みます。）は無効となり、給付金はお支払いしません。

- この場合、すでに払い込まれた保険料は次のとおり取り扱います。
 - ①告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。
 - ②告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
 - ③告知の時前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、告知の時からがん給付の責任開始の時の前日までにがんと診断確定されていたときは、保険契約者に払い戻します。

ただし、被保険者が告知日以前または告知日からがん給付の責任開始の時前にがんと診断確定されており、その事実を保険契約者および被保険者が知らなかった場合、保険契約者からがん給付の特別取扱いの適用に関するご請求があったときは保険契約は無効としません。

〈がん給付の特別取扱い〉

- がん給付の支払事由において、がん給付の責任開始の時前にがんと診断確定されたことがないことを条件としません。
- 保険期間開始の日からその日を含めて5年を経過する日までの期間（がん不担保期間）中に診断確定されたがんについては、お支払いしません。
- がん給付の責任開始の時前に診断確定されたがんが生じた臓器と同一種類の臓器（注）に生じたがんについては、がん不担保期間経過後でもお支払いしません。

（注） [約款別表5](#)に定めております。

[約款別表5 ⇨ p.146](#)

❗ ご留意ください

被保険者が告知日以前または告知日からがん給付の責任開始の時前にがんが診断確定されていた場合でも、告知義務違反による解除または重大事由による解除に該当する場合は、告知義務違反または重大事由による解除の取扱いとすることがあります。

①生活習慣病入院給付金について

- 〈入院〉は、「病院または診療所（注）」におけるものとします。
（注）「医療法」に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所、またはこれと同等の日本国外にある医療施設を指します（「介護保険法」に定める介護保険施設や「老人福祉法」に定める老人福祉施設（養護老人ホームなど）は含みません。）。
- 〈入院日数が1日〉とは、入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがあるときなどをいいます。
- 生活習慣病入院給付金の1回の入院についての支払限度日数は120日とし、通算して1,000日を限度とします。
- 同一の生活習慣病により生活習慣病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上したときは、「生活習慣病入院給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間が、180日以下の場合には、1回の入院とみなし、181日以上の場合には、新たな入院とみなしてお取扱いします。なお、同一の生活習慣病とは、医学上密接な関係にある一連の生活習慣病をいい、「糖尿病と糖尿病性網膜症」、「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の生活習慣病としてお取扱いします。

②死亡給付金について

- 死亡給付金の支払方法は、会社の取扱いの範囲内で一時支払、すえ置き支払を選択することができます。すえ置き支払は死亡給付金の全部または一部を、実際にお使いになるまで当社が所定の利息（すえ置き利率は金利水準等により変動します。）をつけてお預かりする方法です。

(2)生活習慣病保険（返戻金なし型）に付加できる特約について

- 会社の取扱いの範囲内で各特約を付加されますと、より充実した保障をご準備することができます。

特 約 名	支 払 事 由	お支払いする給付金	支払限度	受 取 人
初期生活習慣病入院一時金特約（返戻金なし型）	被保険者がこの特約の保険期間中に、責任開始の時以後に生じた所定の初期生活習慣病を直接の原因として、入院日数が1日以上入院をしたとき	初期生活習慣病入院一時金 （1回の入院につき、 初期生活習慣病入院一時金額）	1入院：1回限度 通算：30回限度	主契約の入院給付金受取人

特 約 名	支 払 事 由	お支払いする給付金	支払限度	受 取 人
7 大 疾 病 一時金特約 (返戻金なし型)	被保険者が次のいずれかに該当したとき (1) がん この特約の「がん給付」の責任開始の時(注)前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、この特約の「がん給付」の責任開始の時(注)以後保険期間中にがんと診断確定されたとき (2) 急性心筋梗塞、拡張型心筋症または狭心症 この特約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき ①急性心筋梗塞を発病した場合で、その疾病の治療を直接の目的として入院日数が1日以上入院を開始したとき、もしくは手術を受けたとき ②拡張型心筋症を発病した場合で、その疾病の治療を直接の目的として入院日数が1日以上入院を開始したとき、もしくは手術を受けたとき ③狭心症を発病した場合で、その疾病の治療を直接の目的として手術を受けたとき (3) 脳卒中または脳動脈瘤 この特約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき ①脳卒中を発病した場合で、その疾病の治療を直接の目的として入院日数が1日以上入院を開始したとき、もしくは手術を受けたとき ②脳動脈瘤が生じ、それが破裂したとき、または脳動脈瘤が生じ、その治療を直接の目的として手術を受けたとき (4) 慢性腎不全 この特約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時以後保険期間中に、慢性腎不全を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ①所定の慢性腎臓病と医師によって診断されたとき ②その疾病の治療を直接の目的として腎移植手術を受けたとき (5) 肝硬変 この特約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時以後保険期間中に、肝硬変を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ①肝硬変と医師によって診断されたとき ②その疾病により生じた食道静脈瘤もしくは胃静脈瘤(以下、「食道静脈瘤等」といいます。)が破裂したとき、またはその疾病により生じた食道静脈瘤等の治療を直接の目的として手術を受けたとき ③その疾病の治療を直接の目的として肝移植手術を受けたとき	7 大 疾 病 一 時 金	(2) の②、 (4) の①、 (5) の①、 (6) の①、 (7) の①： 保険期間を通じてそれぞれ1回限り その他：なし (ただし、7大疾病一時金の最終の支払事由該当日から1年以内に新たに7大疾病一時金の支払事由に該当した場合はお支払いしません。)	主契約の 入院給付金 受取人

お知らせをお願い

「契約に際して

特長としくみ

保険料のお払込み

「契約後について

14 保険の特長としくみについて

特 約 名	支 払 事 由	お支払いする給付金	支払限度	受 取 人
7 大 疾 病 一時金特約 (返戻金なし型)	(6) 糖尿病 この特約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時以後保険期間中に、糖尿病を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ①糖尿病性網膜症と医師によって診断されたとき ②その疾病により糖尿病性網膜症または糖尿病性壊疽を発病し、その治療を直接の目的として手術を受けたとき (7) 高血圧性疾患 この特約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時以後保険期間中に、高血圧性疾患を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ①その疾病により生じた大動脈瘤もしくは解離性大動脈瘤（以下、「大動脈瘤等」といいます。）と医師によって診断されたとき ②その疾病により生じた大動脈瘤等が破裂したと医師によって診断されたとき ③その疾病により生じた大動脈瘤等の治療を直接の目的として手術を受けたとき	7大疾病一時金	(2) の②、 (4) の①、 (5) の①、 (6) の①、 (7) の①： 保険期間を通じてそれぞれ1回限り その他：なし （ただし、7大疾病一時金の最終の支払事由該日から1年以内に新たに7大疾病一時金の支払事由に該当した場合はお支払いしません。）	主契約の 入院給付金 受取人

（注）7大疾病一時金特約（返戻金なし型）のがん給付の責任開始の時は、特約の保険期間開始の時からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。なお、告知日以前または告知日から7大疾病一時金特約（返戻金なし型）のがん給付の責任開始の時前にがんと診断確定されていた場合（保険契約者、被保険者がその事実を知らない場合も含みます。）には、7大疾病一時金特約（返戻金なし型）のがん給付は無効となり、7大疾病一時金はお支払いしません。

○〈入院〉は、「病院または診療所（注）」におけるものとします。

（注）「医療法」に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所、またはこれと同等の日本国外にある医療施設を指します（「介護保険法」に定める介護保険施設や「老人福祉法」に定める老人福祉施設（養護老人ホームなど）は含みません。）。

○〈入院日数が1日〉とは、入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがあるときなどを行います。

○がんについて

●「がん」とは、**特約別表 1-1**に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが**特約別表 1-4**に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

7大疾病一時金特約（返戻金なし型）：特約別表 1 ⇨ p.242

●「がん」の診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定、または病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定のいずれかである必要があります。

①初期生活習慣病入院一時金特約（返戻金なし型）について

○初期生活習慣病入院一時金の支払対象となる〈所定の初期生活習慣病〉とは、**特約別表 1**に定める膵疾患、胆嚢（たんのう）・胆管疾患、脾疾患、消化管潰瘍、痛風、尿路結石、特定動脈疾患（一過性脳虚血発作および末梢動脈疾患）をいいます。

特約別表 1 ⇨ p.224

○同一の初期生活習慣病による入院を2回以上したときは、「初期生活習慣病入院一時金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間が、180日以下の場合には、1回の入院とみなし、181日以上の場合には、新たな入院とみなしてお取り扱いします。なお、同一の初期生活習慣病とは、医学上密接な関係にある一連の初期生活習慣病をいい、「胆石性膵炎と胆石症」、「腎

結石と尿管結石」、「胃潰瘍と十二指腸潰瘍」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の初期生活習慣病としてお取扱いします。

○この特約には返戻金はありません。

②7大疾病一時金特約（返戻金なし型）について

○7大疾病一時金の支払対象となる〈手術〉は、**特約別表4**に定める手術とします。

特約別表4 ⇨ p.244

○7大疾病一時金のお支払いは、責任開始の時以後に発病した疾病を原因とする場合に限りです。したがって、責任開始の時前にすでに医師の治療、投薬を受けていた場合や診察、検査で異常を指摘されていた場合で、その疾病により支払事由に該当したときには、責任開始の時から経過期間にかかわらず、7大疾病一時金はお支払いしません。**（注1）**

○被保険者が同時に7大疾病一時金の支払事由に複数該当された場合でも、7大疾病一時金を重複してお支払いしません。また、7大疾病一時金が支払われた最終の支払事由該当日からその日を含めて1年以内に新たに7大疾病一時金の支払事由に該当した場合でも、7大疾病一時金をお支払いしません。

○被保険者が7大疾病一時金が支払われた最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後新たに7大疾病一時金の支払事由に該当し次の要件を満たしている場合には、7大疾病一時金をお支払いします。**（注2）**

- がんについては、新たながん（原発病巣、再発・転移したがんを含みます。）の診断確定**（注3）**であること
- 急性心筋梗塞、狭心症または脳卒中については、新たにその疾病が発病されていること
- 脳動脈瘤、食道・胃静脈瘤、糖尿病性壊疽、（解離性）大動脈瘤については、新たにそれが生じていること

○この特約に返戻金はありません。

（注1） ただし、がん以外の7大疾病による7大疾病一時金については、契約締結時に責任開始の時前の診察、治療などの事実につき正確かつ十分な告知があったうえで当社がご契約をお引受けしたときには支払対象となります（なお、特別条件を付けてご契約をお引受けする場合には、その特別条件の範囲内でのお支払いとなります。）。

（注2） 腎移植手術、肝移植手術については、その原因となる疾病（それぞれ慢性腎不全、肝硬変）が再発であるかどうかは問いません。

なお、拡張型心筋症および医師の診断による慢性腎臓病、肝硬変、糖尿病性網膜症、（解離性）大動脈瘤に該当した場合の7大疾病一時金のお支払いは、保険期間を通じてそれぞれ1回となります。

（注3） 7大疾病一時金が支払われた最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日にがんの治療を直接の目的とする継続入院中の場合、その日に新たながんと診断確定されたものとみなします。また、7大疾病一時金が支払われた最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後にがんの治療を直接の目的として入院した場合、その入院開始日に新たながんと診断確定されたものとみなします。

（3）保険期間について

○生活習慣病保険（返戻金なし型）の保険期間の終期は、ご契約時に当社所定の範囲内で選択していただきます。

○生活習慣病保険（返戻金なし型）へご加入のときは、次の「**（4）保険期間の終身変更について**」の場合を除いて保険期間および保険料払込期間の変更はできません。

○各特約の保険期間の終期は主契約の保険期間の終期と同一とします。

（4）保険期間の終身変更について

○生活習慣病保険（返戻金なし型）の定期タイプは、保険期間満了日の被保険者の年齢が74歳以下のとき、保険期間満了の際に、元のご契約に代えて、その給付金額を限度として、診査や告知をしないで同種の保険

契約（終身タイプ）に変更することができます。同種の保険契約（終身タイプ）への変更は、保険期間満了日の1か月前までにお申込みください。

- 終身変更するときは、付加されている入院関係特約も同時に終身変更していただきます。
- 変更後契約および変更後特約の給付金額は、変更前契約および変更前特約の給付金額を限度とします。
- 変更後契約および変更後特約の保険料は、変更日の被保険者の年齢によって定めます。その場合、変更日現在の約款、特約および保険料率が適用されます。
- 変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日として変更後契約への変更をお取扱いします。
- 変更のお取扱いにあたっては、変更前契約および変更前特約の最終の保険料が払込まれることが必要です。
- 変更後契約の第1回保険料は、変更日を含む月の末日までにお払込みいただきます。

ご注意ください

○次の場合には、保険期間を終身に変更することができません。

- 保険料払込免除のお取扱いを受けているご契約
- 変更前契約および変更前特約に特別条件の適用を受けたご契約（ただし、給付金の削減期間経過後、特定部位・指定疾病についての不担保または特定高度障害状態についての不担保の場合にはお取扱いします。）
- 上記以外で、当社所定の要件に該当するご契約

(5)その他の留意事項について

○生活習慣病保険（返戻金なし型）には満期保険金はありません。また、契約者貸付、保険料振替貸付、払済保険・延長保険への変更のお取扱いはありません。

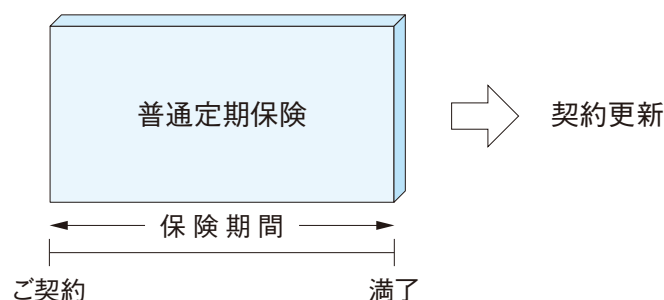
3. 普通定期保険・集団扱普通定期保険・プレステージの特長としくみについて

(1) 普通定期保険・集団扱普通定期保険

保険期間内に被保険者が死亡または高度障害状態となった場合の保障を一時金にてご準備いただける保険です。

- この保険による死亡・高度障害保険金額は、保険期間を通じて一定となります。
- 集団扱普通定期保険は、普通定期保険集団扱特約が付加された普通定期保険です。

[しくみ]



- 保険契約者から特にお申出がない限り、更新のお申出があったものとして保険期間満了日の翌日に、ご契約は自動的に更新されます（更新しない場合は、保険期間満了日の2週間前までにお申出ください。）。

(⇒ 15項：p.48)

- 保険期間が満了したときには、診査や告知をしないで他の保険契約に加入することができます。

(⇒ 15項：p.48)

- 被保険者が次の支払事由に該当したときには、死亡・高度障害保険金等をお支払いします。

- 高度障害保険金をお支払いしたときは、支払事由に該当した時にさかのぼってご契約は消滅します。したがって、高度障害保険金をお支払後に当該被保険者が死亡した場合は、死亡保険金はお支払いしません。

お支払いする保険金	支払事由	受取人
死亡保険金	被保険者が責任開始の時以後保険期間満了時までに死亡したとき	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が責任開始の時以後の原因によって、保険期間満了時までに所定の高度障害状態（注）になったとき	高度障害保険金受取人

（注）所定の高度障害状態とは、約款別表1に定める状態をいいます。この約款別表に記載の高度障害状態に該当しない場合は、高度障害保険金はお支払いしません。

約款別表1 ⇒ p.171

- 普通定期保険、集団扱普通定期保険には、満期保険金はありません。また、契約者貸付、保険料振替貸付、払済保険・延長保険への変更のお取扱いはできません。
- 普通定期保険、集団扱普通定期保険には、会社の取扱いの範囲内で災害割増特約、傷害特約、災害入院特約、手術給付金付疾病入院特約、入院初期給付特約を付加することができます。

お知らせお願い

契約に際して

特長としくみ

保険料のお払込み

契約後について

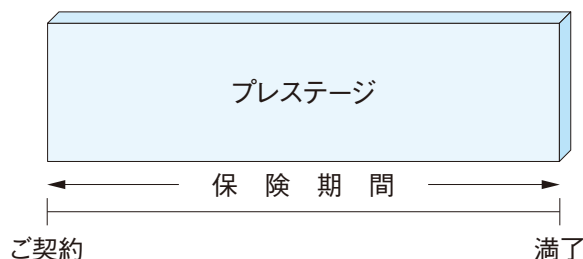
14 保険の特長としくみについて

(2) プレステージ

保険期間内に被保険者が死亡または高度障害状態となった場合の保障（一時金）を長期間にわたりご準備いただける保険です。

○この保険による死亡・高度障害保険金額は、保険期間を通じて一定となります。

[しくみ]



(注) ご契約の更新は、お取り扱いしません。

○被保険者が次の支払事由に該当したときには、死亡・高度障害保険金等をお支払いします。

- 高度障害保険金をお支払いしたときは、支払事由に該当した時にさかのぼってご契約は消滅します。

したがって、高度障害保険金をお支払後に当該被保険者が死亡した場合は、死亡保険金はお支払いしません。

お支払いする保険金	支払事由	受取人
死亡保険金	被保険者が責任開始の時以後保険期間満了時まで死亡したとき	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が責任開始の時以後の原因によって、保険期間満了時まで所定の高度障害状態 (注) になったとき	高度障害保険金受取人

(注) 所定の高度障害状態とは、[約款別表1](#)に定める状態をいいます。この約款別表に記載の高度障害状態に該当しない場合は、高度障害保険金はお支払いしません。

[約款別表1](#) ⇨ p.171

○プレステージには、満期保険金はありません。また、保険料振替貸付、払済保険・延長保険への変更のお取扱いはできません。

○プレステージには、会社の取扱いの範囲内で災害割増特約、傷害特約、災害入院特約を付加することができます。

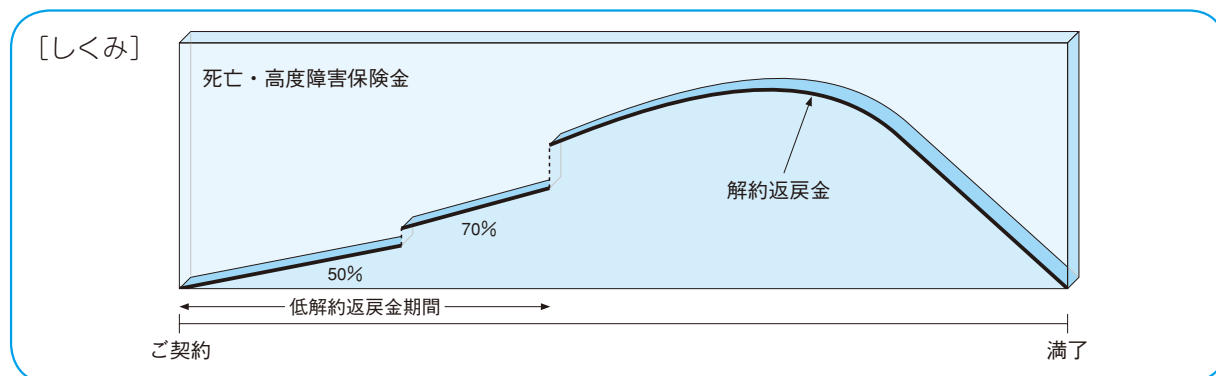
(3) 保険金等のお支払いについて

○死亡・高度障害保険金の支払方法は、会社の取扱いの範囲内で一時支払、すえ置き支払を選択することができます。すえ置き支払は、保険金の全部または一部を、実際にお使いになるまで当社が所定の利息（すえ置き利率は金利水準等により変動します。）をつけてお預かりする方法です。

4. プレステージ2の特長としくみについて

保険期間内に被保険者が死亡または高度障害状態となった場合の保障（一時金）を長期間にわたりご準備いただける保険です。低解約返戻金期間を設定することにより保険料が割安になっています。

○この保険は、低解約返戻金期間（ご契約の際に、保険契約者があらかじめ指定した期間）中の解約返戻金額の水準を低く設定しています。



(注) ご契約の更新は、お取り扱いしません。

○ご契約の際には、次の2つの低解約返戻金期間のいずれかを選択していただきます。

低解約返戻金期間	低解約返戻金割合	
10年	第1保険年度から第6保険年度まで：50%	第7保険年度から第10保険年度まで：70%
20年	第1保険年度から第12保険年度まで：50%	第13保険年度から第20保険年度まで：70%

- 低解約返戻金割合とは、低解約返戻金期間中の解約返戻金の支払割合をいいます。
- 保険年度とは、契約成立日または毎年契約成立日の応当日から、その日を含めてその翌年の契約成立日の応当日の前日までをいいます。

(注) ご契約後に低解約返戻金期間を変更することはできません。

○低解約返戻金期間中の解約返戻金は、解約返戻金額の水準を低く設定しない場合の金額に、低解約返戻金割合を乗じた金額となります。ただし、前保険年度分の保険料がすべて払込まれていても、当保険年度分の保険料が払込まれていない場合には、保険年度が変わっても、前保険年度の低解約返戻金割合で計算します。

○プレステージ2は無配当保険のため、配当金はありません。

○被保険者が次の支払事由に該当したときには、死亡・高度障害保険金をお支払いします。

- 高度障害保険金をお支払いしたときには、支払事由に該当した時にさかのぼってご契約は消滅します。したがって、高度障害保険金をお支払後に当該被保険者が死亡した場合は、死亡保険金はお支払いしません。

お支払いする保険金	支払事由	受取人
死亡保険金	被保険者が責任開始の時以後保険期間満了時まで死亡したとき	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が責任開始の時以後の原因によって、保険期間満了時まで所定の高度障害状態(注)になったとき	高度障害保険金受取人

(注) 所定の高度障害状態とは、約款別表1に定める状態をいいます。この約款別表に記載の高度障害状態に該当しない場合は、高度障害保険金はお支払いしません。

[約款別表1](#) ⇨ [p.191](#)

○プレステージ2には、満期保険金はありません。また、保険料振替貸付、払済保険・延長保険への変更のお取扱いはできません。

○プレステージ2には、会社の取扱いの範囲内で災害割増特約、傷害特約、災害入院特約を付加することができます。

(1) 保険金等のお支払いについて

○死亡・高度障害保険金のお支払方法は、会社の取扱いの範囲内で一時支払、すえ置き支払を選択することができます。すえ置き支払は、保険金の全部または一部を、実際にお使いになるまで当社が所定の利息（すえ置き利率は金利水準等により変動します。）をつけてお預かりする方法です。

(2) 高額割引制度について

- 保険金額が所定の要件に該当する場合、高額割引制度が適用され、保険料の割引があります。
- 高額割引制度が適用となる要件および保険料割引の対象は以下のとおりです。

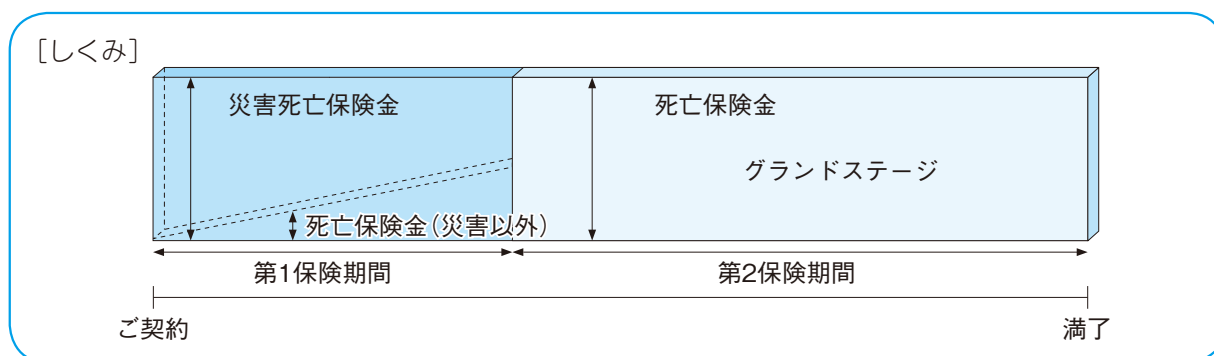
適 用 要 件	割 引 対 象
ご契約の保険金額が3,000万円以上の場合 (保険金額が5,000万円以上、8,000万円以上の場合は、さらに保険料を割引きます。)	主契約

- 保険金額を減額される等、ご契約内容の変更により上記の要件を満たさなくなる場合は、それ以降の高額割引制度の適用はなくなります。
- 主契約に付加する特約は、高額割引制度の適用はありません。
- 高額割引制度は、2021年4月現在のものです（今後、変更・廃止となる場合があります。）。

5. グランドステージの特長としくみについて

第1保険期間は災害により死亡した場合の保障を重点的にご準備いただき、第2保険期間は死亡された場合の保障をご準備いただける保険です。

- この保険は、第1保険期間中の保障を災害に限定しています。



(注) ご契約の更新は、お取り扱いしません。

保険期間	お支払いする保険金	支払事由	支払金額	受取人
第1保険期間	災害死亡保険金	被保険者が、第1保険期間中に次のいずれかに該当したとき (1) 責任開始の時以後に生じた不慮の事故(注1)による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき (2) 責任開始の時以後に発病した感染症(注2)を直接の原因として死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人
	死亡保険金	被保険者が、責任開始の時以後第1保険期間中に死亡したとき。ただし、災害死亡保険金が支払われるときは、支払いません。	被保険者が死亡した日の責任準備金相当額	
第2保険期間	死亡保険金	被保険者が、責任開始の時以後第2保険期間中に死亡したとき	保険金額	

(注1) 〈不慮の事故〉については、[約款別表1](#)「対象となる不慮の事故」をご覧ください。

対象となる不慮の事故とは、「急激かつ偶発的な外来の事故」であることが要件となります。対象となる不慮の事故における急激、偶発および外来とは、次のとおりです。

「急激」…事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。

(注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。

「偶発」…事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。

(注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意が偶発が不明なものは該当しません。

「外来」…事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。

(注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

[約款別表1](#) → p.210

(注2) 〈感染症〉については、[約款別表2](#)「感染症」をご覧ください。

[約款別表2](#) → p.211

○災害死亡保険金・死亡保険金は重複してお支払いしません。

○第1保険期間に災害以外の原因で死亡したときの死亡保険金額は責任準備金相当額であり、その保険金額は多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。

○グランドステージには、保険料払込免除の取扱いはありません。

○グランドステージには、満期保険金はありません。また、保険料振替貸付、延長保険への変更のお取扱いはできません。

(1) 保険金のお支払いについて

○災害死亡保険金・死亡保険金の支払方法は、会社の取扱いの範囲内で一時支払、すえ置き支払を選択することができます。すえ置き支払は、保険金の全部または一部を、実際にお使いになるまで当社が所定の利息（すえ置き利率は金利水準等により変動します。）をつけてお預かりする方法です。

6. 「第1回保険料クレジットカード扱」「第1回保険料電子決済扱」について

(1) 「第1回保険料クレジットカード扱」について

○第1回保険料クレジットカード払込特約を付加することで、第1回保険料相当額を現金等でのお払込みに代えて、クレジットカードでお支払いいただくことができます。

この場合、取扱クレジットカード会社による利用承認日を第1回保険料相当額の領収日とします。

○第1回保険料相当額をクレジットカードでお支払いいただいたご契約について、当社がお引受けすることを決定した場合には、告知（診査）ならびにクレジットカードによるお払込みのお手続きが、ともに完了した時から契約上の責任を開始します。

(2) 「第1回保険料電子決済扱」について

○第1回保険料電子決済扱特約を付加することで、第1回保険料相当額を現金等でのお払込みに代えて、キャッシュカード（デビット機能付き）でお支払いいただくことができます。

この場合、口座からの引落とし日を第1回保険料相当額の領収日とします。

○第1回保険料相当額をキャッシュカード（デビット機能付き）でお支払いいただいたご契約について、当社がお引受けすることを決定した場合には、告知（診査）ならびにキャッシュカード（デビット機能付き）によるお払込みのお手続きが、ともに完了した時から契約上の責任を開始します。

! ご留意ください

- お払込みいただいた保険料について、領収証は発行しません。
- 「第1回保険料クレジットカード扱」「第1回保険料電子決済扱」には、当社所定の要件があります。

7. 災害、疾病に対する保障について

○普通定期保険、集団扱普通定期保険、プレステージ、プレステージ2に、会社の取扱いの範囲内で次の各特約を付加されますと、不慮の事故や疾病によって、保険期間中に入院したときなどの保障が得られます。

特 約 名	支 払 事 由	お支払いする 保険金、給付金	支払限度	受取人
災害割増 特 約	死亡したとき (注)	災害保険金	—	主契約の死亡 保険金受取人
	所定の高度障害状態になったとき (注)	災害保険金	—	主契約の 高度障害 保険金受取人
傷害特約	死亡したとき (注)	災害保険金	—	主契約の死亡 保険金受取人
	一定の身体障害の状態になったとき	障害給付金 (災害保険金額の 1割～10割)	給付割合を 通算して10割	主契約の 高度障害 保険金受取人
災害入院 特 約	入院を開始し、5日以上継続して入院したとき	災害入院給付金 〔災害入院給付金日額 × (入院日数－4日)〕	1事故：120日分 通算：700日分	
手術給付 金付疾病 入院特約	所定の不慮の事故以外の外因による傷害または疾病により5日以上継続して入院したとき	疾病入院給付金 〔疾病入院給付金日額 × (入院日数－4日)〕	1入院：120日分 通算：700日分	
	所定の手術を受けたとき	手術給付金 (疾病入院給付金日額の 10倍・20倍・40倍)	なし(ただし一部 お支払いに制限 を設けている手 術があります)	
入院初期 給付特約	所定の不慮の事故による傷害、所定の不慮の事故以外の外因による傷害または疾病を直接の原因として継続して5日以上入院したとき	入院初期給付金 (1回の入院につき)	1入院：1回限度 通算：40回限度	

(注) 災害保険金については、責任開始の時以後に発病した、**特約別表**に定める感染症による場合にも支払対象となります。

災害割増特約：特約別表4 ⇒ p.266、傷害特約：特約別表5 ⇒ p.292

○手術給付金付疾病入院特約は災害入院特約と同時に、また、入院初期給付特約は災害入院特約および手術給付金付疾病入院特約と同時に付加していただきます。

○〈所定の不慮の事故〉については災害割増特約、傷害特約、災害入院特約、入院初期給付特約の**特約別表1**「対象となる不慮の事故」をご覧ください。

対象となる不慮の事故とは、「急激かつ偶発的な外来の事故」であることが要件となります。対象となる不慮の事故における急激、偶発、外来とは、次のとおりです。

「急激」…事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。

(注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。

「偶発」…事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。

(注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。

「外来」…事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。

(注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

災害割増特約：特約別表1 ⇨ p.264、傷害特約：特約別表1 ⇨ p.288

災害入院特約：特約別表1 ⇨ p.315、入院初期給付特約：特約別表1 ⇨ p.372

○〈所定の高度障害状態〉については災害割増特約の特約別表2をご覧ください。特約別表2 ⇨ p.265

○〈一定の身体障害の状態〉とは、傷害特約の特約別表2「給付割合表」に定められており、この43項目の身体障害に該当した場合に限ります。この障害状態に該当しない場合には、障害給付金はお支払いしません。

特約別表2 ⇨ p.289

○〈傷害〉とは、特約別表1に定める不慮の事故を直接の原因とする傷害をいいます。

災害入院特約：特約別表1 ⇨ p.315、入院初期給付特約：特約別表1 ⇨ p.372

○〈入院〉〈手術〉〈治療〉は、「病院または診療所(注)」におけるものとします。

(注)「医療法」に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）、またはこれと同等の日本国外にある医療施設を指します（「介護保険法」に定める介護保険施設や「老人福祉法」に定める老人福祉施設（養護老人ホームなど）は含みません。）。

○法令改正等による公的医療保険制度等の改正や医療技術または医療環境の変化が、手術給付金付疾病入院特約、入院初期給付特約の支払事由に影響を及ぼす場合には、会社は、主務官庁の認可を得て、将来に向かって支払事由を変更することがあります。なお、この場合は、支払事由を変更する2か月前までに保険契約者へご連絡します。

○災害入院給付金、疾病入院給付金は、入院開始の日からその日を含めて5日目からお支払いします（入院開始の日以後4日間は支払対象とはなりません。）。

○災害入院給付金のお支払いについて、その原因となった不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に、同一原因により災害入院給付金が支払われる入院を2回以上したときは、1回の入院とみなしてお取扱います。

○同一の原因により、疾病入院給付金が支払われる入院を2回以上したときには、入院給付金が支払われる最終の入院の退院日の翌日から、その日を含めて次の入院の開始日までの期間が、180日以下の場合には、1回の入院とみなし、181日以上の場合には、新たな入院とみなしてお取扱います。

○所定の不慮の事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始された入院については、疾病による入院と同様にお取扱います。

○疾病入院給付金の支払対象となるのは、疾病（公的医療保険制度による療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存を含みません）による入院、所定の不慮の事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始された入院および所定の不慮の事故以外の外因による入院です。

○疾病入院給付金は、災害入院給付金と重複してはお支払いしません。

○手術給付金付疾病入院特約の手術給付金の支払対象となる〈所定の手術〉については、特約別表1をご覧ください。手術の種類によっては、手術給付金をお支払いできないことがあります。特約別表1 ⇨ p.342

○手術給付金の支払対象となる2種類以上の手術を同時期に受けたときは、もっとも給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ手術給付金をお支払いします。

○入院初期給付金は、継続して5日以上入院したときに、お支払いします。

○手術給付金付疾病入院特約が700日分の疾病入院給付金をお支払いしたことにより消滅した後は、所定の不慮の事故（災害入院特約の災害入院給付金の支払事由）により支払事由に該当したときにのみ入院初期給付金をお支払いします。

○5日以上継続した入院を2回以上した場合でも、災害入院特約または手術給付金付疾病入院特約の規定により1回の入院とみなされるときには、入院初期給付金のお支払いは1回とします。

○特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

(注) 主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となる場合、災害入院特約、手術給付金付疾病入院特約、入院初期給付特約の保険期間の終期は、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

15. ご契約の更新、他の保険契約への加入について

1. ご契約の更新について

(注) ご契約が介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）、生活習慣病保険（返戻金なし型）、普通定期保険の場合に限ります。

- 保険期間満了の2週間前までに更新しない旨のお申出がないときは、更新のお申出があったものとして、保険期間満了日の翌日に、ご契約は自動的に更新されます。（更新日に当社が更新の対象となるご契約を取扱っていないときは、更新のお取扱いに準じて当社の定める同種のご契約を締結します。また、当社の取扱いの範囲内で、当社の定める同種のご契約に変更して更新することができます。）この場合、診査および告知は不要です。
- 更新後のご契約の保険期間は、被保険者の年齢が80歳となる契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度として、更新前のご契約の保険期間と同一とします。

なお、お申出により保険期間を変更することができます。

(注) ただし、普通定期保険集団扱特約が付加された普通定期保険の更新は、契約成立日から更新後の保険期間満了日までの期間が30年以内で、更新日の被保険者の年齢が80歳以下、かつ、更新後の保険期間満了日の被保険者の年齢が84歳以下の場合にお取扱いします。

- 更新後のご契約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢等により計算します。その場合、更新日現在の保険料率が適用され、一般的には、同一の保障内容で更新される場合、更新後の保険料は更新前よりも高くなります。
- 更新のお取扱いにあたっては、更新前のご契約の最終の保険料が払込まれることが必要です。
- 更新日に当社が更新の対象となる特約を取扱っていないときは、更新のお取扱いに準じて当社の定める同種の特約を締結します。
- 保険金額等は更新前のご契約と同一とします。ただしお申出により保険金額等を減額することができます。
- 更新前後の保険期間は継続したものととして取扱いますので、更新後の特約の給付限度の判定は、更新前に支払われた給付を含んで取扱います。
- 当社所定の条件を満たさない場合には、更新のお取扱いをしない場合があります。

2. 他の保険契約への加入について

(注) ご契約が普通定期保険の場合に限ります。

- 保険期間満了日の被保険者の年齢が70歳以下のとき、保険期間満了の際に、元のご契約に代えて、その保険金額を限度として、会社の取扱いの範囲内で診査や告知をしないで他の保険契約に加入することができます。他の保険契約への加入は、保険期間満了日の1か月前までにお申込みください。
- 付加されている特約または同種の特約を、同様に、加入する保険契約に付加することができます。

!! ご留意ください

- 特別条件特約の適用を受けたご契約については、ご契約の更新および他の保険契約への加入のお取扱いをしません。ただし、保険金等の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合はお取扱いします。(⇒12項：p.29)
- 保険料払込免除となったご契約については、他の保険契約への加入のお取扱いをしません。(⇒18項：p.57)

16. リビング・ニーズ特約による保険金のお支払いについて

リビング・ニーズ特約を付加すると、被保険者の余命が6か月以内と判断されるときに、特約保険金をお支払いします。

1. リビング・ニーズ特約の特長としくみについて

○リビング・ニーズ特約を付加したご契約については、「被保険者の余命が6か月以内」(注)と判断される場合に、特約保険金受取人(主契約の高度障害保険金受取人と同一とします)からのご請求により、死亡保険金の一部または全部に代えて、この特約による保険金を特約保険金受取人にお支払いします。

(注)「余命が6か月以内」とは、日本で一般に認められた医療による治療を行っても、余命が6か月以内であることを意味します。

「被保険者の余命が6か月以内」の判断は、医師の診断に基づき、特約保険金の請求時における被保険者の状態について会社が判断するものとします。なお、「被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、特約保険金の請求時においては余命が6か月以内ではなくなったと判断される場合」や「被保険者の余命が6か月以内と医師により判断された後、特約保険金の請求日の前に被保険者が死亡した場合」などは「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。

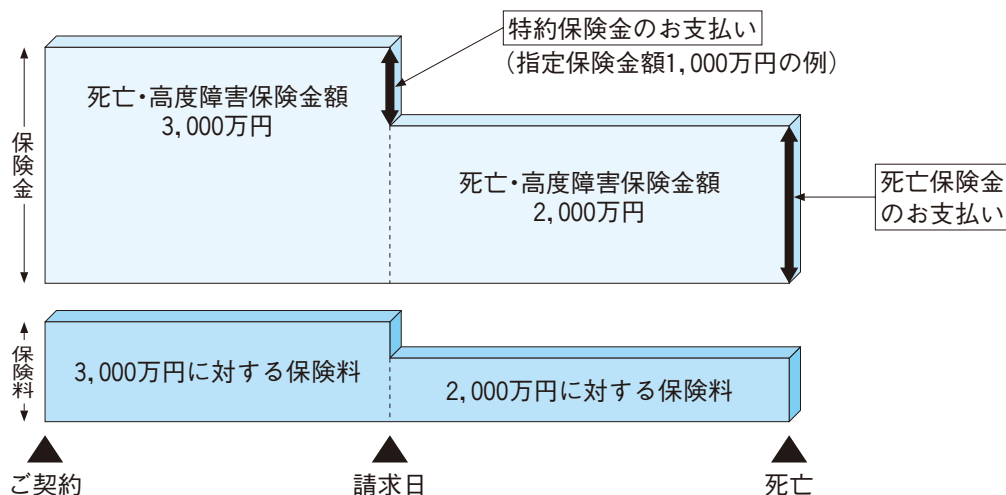
○特約保険金をお支払いしたときは、指定保険金額の部分については特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。なお、残った部分の保障は継続します。

○この特約の保険料は不要です。

○この特約を解約することはできませんが、返戻金はありません。

○この特約の付加には、当社所定の要件があります。

〔お支払例〕



2. 指定保険金額の指定および対象となる死亡保険金額について

(1) 指定保険金額の指定について

○リビング・ニーズ特約の特約保険金としてお支払いする金額は、特約保険金の請求時に指定された指定保険金額を基準とします。

○リビング・ニーズ特約が付加されたご契約が複数ある場合は、各契約ごとに指定保険金額を指定していただ

きます。

- 指定保険金額は、対象となる死亡保険金額の範囲内で、かつ同一被保険者を通算して3,000万円を限度とします。ただし、当社は将来この限度額を変更することがあります。

(2) 指定保険金額の対象となる死亡保険金額について

- 指定保険金額は、リビング・ニーズ特約を付加されたご契約の死亡保険金額の範囲内で指定していただきます。ただし、請求日が保険期間満了前1年間以内である場合は、特約保険金をお支払いしません（なお、ご契約が更新される場合はご請求の対象となります。）。

（注）災害割増特約および傷害特約は、指定保険金額の対象とはなりません。

(3) お支払いする特約保険金額について

① お支払いする特約保険金額について

- リビング・ニーズ特約の特約保険金としてお支払いする金額は、当社の定めるところにより特約保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する所定の「利息」および「保険料相当額」を、指定保険金額から差し引いた金額となります。

特約保険金としてお支払いする金額

=

指定保険金額

－

（ア）請求日から6か月間の指定保険金額に対する利息
＋
（イ）請求日から6か月間の指定保険金額に対する保険料相当額

- 特約保険金の請求日とは、当社の定める必要書類が当社に到着した日をいいます。
- ご請求日から6か月以内にご契約の更新日が到来する場合は、更新日以後の期間に相当する保険料については、更新日の年齢による保険料とします。

② 主契約に特別条件が付加され「保険金の削減支払」の条件が適用された場合のお取扱いについて

特約保険金額に、特約保険金の請求日における削減割合に応じた所定の支払割合を乗じた金額をお支払いします。

！ ご留意ください

主契約に「保険金の削減支払」の特別条件が適用されている場合は、被保険者が実際に死亡される時期によって、お支払いする特約保険金額と死亡保険金額の合計額が、特約保険金をご請求されず全額死亡保険金としてお受取りになる場合と比べて、6か月間の利息および保険料相当額以上に少なくなることがあります。

3. 特約保険金のご請求について

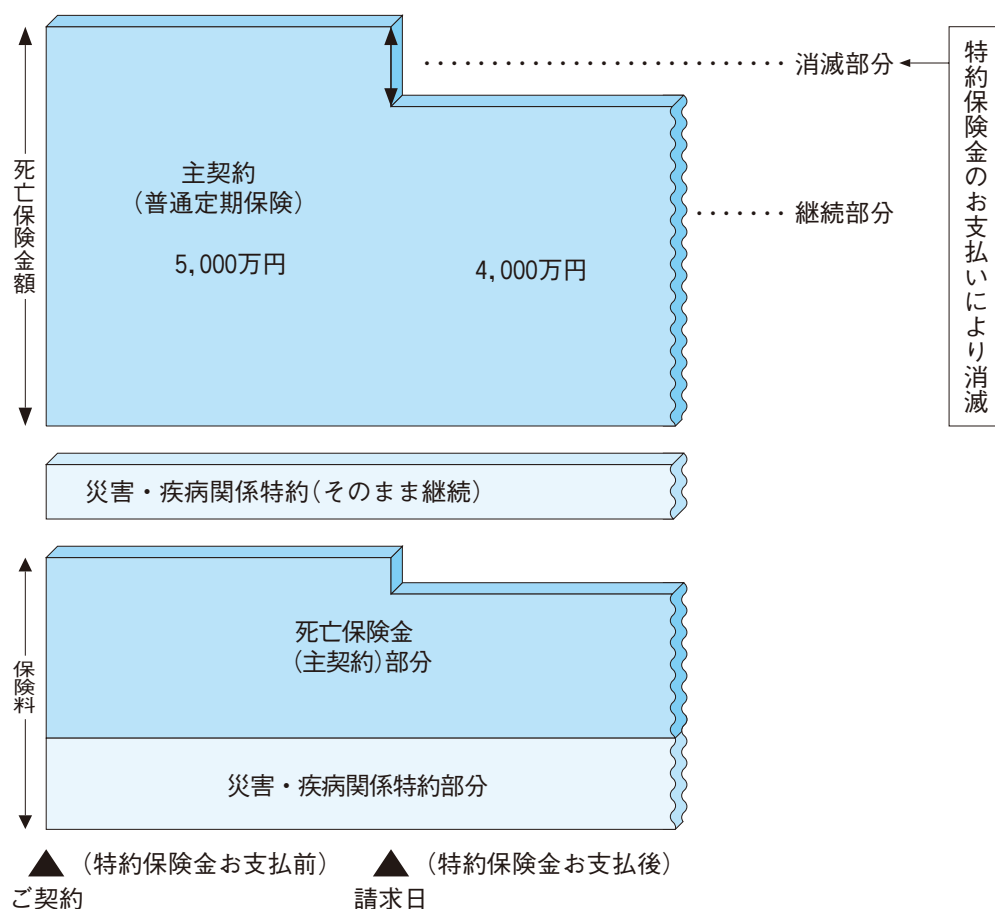
- ご請求に際しては、医師の診断書が必要となります。診断書には被保険者の余命が6か月以内であることに関して医師の意見を記入していただきますが、当社において、被保険者の余命が6か月以内と判断できないときは、リビング・ニーズ特約による保険金のお支払いはしません。
- 特約保険金のお支払前に保険金の支払事由が生じてその支払請求があったときは、リビング・ニーズ特約による保険金のお支払いはしません。

4. お支払後のご契約について

○特約保険金をお支払いしたときは、ご契約は指定保険金額の部分について、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。

- 死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金をお支払いした場合
 - ・特約保険金の請求日にさかのぼってご契約が消滅します。それにもない他の特約も消滅します。
- 死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金をお支払いした場合
 - ・指定保険金額として指定されなかった死亡保険金部分についてのみ保障が継続します。なお、付加されている災害・疾病関係特約は減額または消滅せずそのまま継続します。
 - ・継続する死亡保険金部分および災害・疾病関係特約部分については、保険料のお払込みが必要です。
 - ・継続する死亡保険金部分の死亡保険金の受取人は、主契約の死亡保険金受取人となります。

〔例〕死亡保険金額（5,000万円）の一部について指定保険金額（1,000万円）を指定した場合



5. リビング・ニーズ特約の消滅について

○リビング・ニーズ特約は、次の場合に消滅します。

- 特約保険金をお支払いしたとき（お支払いは1契約につき1回とし、お支払後、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。）
- 主契約が消滅したとき
- 主契約の高度障害保険金受取人が特約保険金受取人以外の方に変更されたとき

17. 保険契約者代理特約・指定代理請求特約（2016）・ご契約内容ご家族説明制度について

1. 保険契約者代理特約の特長としくみについて

保険契約者が自らご契約に関するお手続きを行うことができない事情があるときに、保険契約者代理人が代理手続き(注)を行うことができる特約です。

(注) 代理手続きとは、保険契約者に代わって保険契約者代理人が行うことができる手続きをいいます（以下同じ）。

(1)代理手続きを行うことができる場合

- 保険契約者代理特約は、あらかじめ保険契約者が被保険者の同意を得て付加する必要があります。
- 保険契約者に次のいずれかの事情があるため、保険契約者が自ら所定の手続きを行うことができないと当社が認めたときは、保険契約者代理人が代理手続きを行うことができます。

- ・ 傷害または疾病により、所定の手続きを行う意思表示ができないこと
- ・ その他上記に準じる状態であること

(2)保険契約者代理人について

- 保険契約者代理人は、あらかじめ保険契約者が被保険者の同意を得て指定する必要があります。
- 保険契約者代理人は1名とし、保険契約者に代わって保険契約者代理人が行うことができる手続き（以下、代理手続き）を行う場合には、その手続き時に次のいずれかに該当する必要があります。

(1) 次の範囲内の者

- ①保険契約者の戸籍上の配偶者
- ②保険契約者の直系血族
- ③保険契約者の3親等内の血族
- ④保険契約者と同じく、または保険契約者と生計を一にしている保険契約者の3親等内の親族

(2) 次の範囲内の者のうち、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険契約者のために代理手続きを行うべき適当な理由があると会社が認める者

- ①保険契約者と同じく、または保険契約者と生計を一にしている(1)以外の範囲の者
- ②保険契約者との財産管理契約により財産管理を行っている者

- 保険契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更することができます。
- 保険契約者は、保険契約者代理人の指定が不要となった場合には、被保険者の同意および当社の承諾を得て、保険契約者代理人の指定を取り消すことができます。この場合、保険契約者代理特約は消滅します。

!! ご留意ください

- 保険契約者の法令に定める代理人に保険契約の手続きに関する代理権等が付与されている登記がある場合、保険契約者代理人が故意に保険金等の支払事由を生じさせた場合、または故意に保険契約者を自ら保険契約の手続きを行うことができない状態に該当させた場合は、保険契約者代理人は代理手続きを行うことができません。
- 保険契約者代理特約を付加したときは、確実にお手続きいただけるよう、保険契約者代理人にあらかじめ保険契約者代理特約についてのご説明をお願いいたします。

(3)代理手続きの範囲について

- 代理手続きの範囲は住所変更、保険金額等の減額、解約等の主契約の普通保険約款および特約に定める保険契約者が行うことができる手続きです。ただし、次の手続きは対象外です。
 - ・ 保険金等の受取人の変更手続き
 - ・ 保険契約者の変更手続き
 - ・ 告知を要する手続き
 - ・ 保険契約者代理人の変更手続き
 - ・ 保険契約者、被保険者および保険金等の受取人が同一人である場合で、被保険者が行うことができる保険金等の請求手続き

(4)保険契約者代理特約の留意事項について

- 保険契約者代理人に保険金等をお支払いした場合、それ以後に重複してその保険金等のご請求を受けてもお支払いしません。
- 保険契約者代理人が代理手続きを行うときは、当社の取扱いの範囲内で保険契約に関する情報を保険契約者代理人に対し開示することがあります。
- 保険契約者代理人が代理手続きを行う際、当社は、被保険者および保険金等の受取人、またはその一方から同意を求めることがあります。
- 保険契約者代理人が代理手続きを行う場合、会社所定の各種手続き書類等に加え、保険契約者代理人の範囲内であることを証明する書類および代理手続きを行う目的等をご記入いただく書類を提出いただきます。ご提出いただいた書類等で保険契約者代理人の範囲内であることおよび保険契約者に代わって手続きを行うべき適当な理由が確認できない場合には、代理手続きを行うことができないことがあります。
- 保険契約者が法人である場合、保険契約者代理特約は付加することができません。
- 保険契約者が死亡した場合または保険契約者を変更した場合、保険契約者代理特約は消滅します。

2. 指定代理請求特約（2016）の特長としくみについて

保険金等の受取人となる被保険者が保険金等をご請求できない事情があるときに、指定代理請求人が被保険者に代わって保険金等をご請求することができる特約です。

（1）代理請求できる場合

- 指定代理請求特約（2016）は、あらかじめ保険契約者が被保険者の同意を得て付加する必要があります。
- 保険金等の受取人となる被保険者に次のいずれかの事情があるため、被保険者が保険金等を自らご請求できないと当社が認めたときは、指定代理請求人が被保険者に代わって保険金等をご請求することができます。

- ・ 傷害または疾病により、保険金等をご請求する意思表示ができないこと
- ・ 治療上の都合により、傷病名または余命の告知を受けていないこと
- ・ その他上記に準じる状態であること

（2）指定代理請求人について

- 指定代理請求人は、あらかじめ保険契約者が被保険者の同意を得て指定する必要があります。
- 指定代理請求人は1名とし、保険金等のご請求を行う場合には、そのご請求時に次のいずれかに該当する必要があります。

（1）次の範囲内の者

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
- ②被保険者の直系血族
- ③被保険者の3親等内の血族
- ④被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

（2）次の範囲内の者のうち、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、被保険者のために保険金等を請求すべき適当な理由があると当社が認める者

- ①被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている（1）以外の範囲の者
- ②被保険者との財産管理契約により財産管理を行っている者

- 保険契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、指定代理請求人を変更することができます。
- 保険契約者は、指定代理請求人の指定が不要となった場合には、被保険者の同意および当社の承諾を得て、指定代理請求人の指定を取り消すことができます。この場合、指定代理請求特約（2016）は消滅します。

❗ ご留意ください

- 被保険者の法令に定める代理人に保険金等のご請求の代理権等が付与されている登記がある場合、指定代理請求人が故意に保険金等の支払事由を生じさせた場合、または故意に保険金等の受取人を保険金等を自らご請求できない状態に該当させた場合は、指定代理請求人は保険金等をご請求することができません。
- 指定代理請求特約（2016）を付加したときは、確実にご請求いただけるよう、指定代理請求人にあらかじめ指定代理請求特約（2016）についてのご説明をお願いいたします。

(3)代理請求の対象となる保険金等について

○指定代理請求人は次の保険金、年金、給付金等をご請求することができます。

●被保険者が受取ることとなる次の保険金等

(被保険者と保険契約者が同一である場合の保険契約者が受取ることとなる保険金等を含みます(主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合を除く。))

・保険金、年金、給付金など

・介護一時金	・高度障害保険金	・高度障害状態による災害保険金
・障害給付金	・災害入院給付金	・疾病入院給付金
・手術給付金	・入院初期給付金	・生活習慣病入院給付金
・初期生活習慣病入院一時金	・7大疾病一時金	・リビング・ニーズ特約の特約保険金

など

・社員配当金

・すえ置かれた保険金、給付金など

●被保険者と保険契約者が同一である場合の保険料の払込免除

(主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合を除く。)

(4)指定代理請求特約(2016)の留意事項について

○指定代理請求人に保険金等をお支払いした場合、それ以後に重複してその保険金等のご請求を受けてもお支払いしません。

○指定代理請求人に保険金等をお支払いした場合、当社は保険契約者または被保険者にその旨をご連絡しませんので、保険契約者または被保険者が認識しないまま、ご契約の全部または一部が消滅する場合があります。

○保険契約者または被保険者からご契約内容について当社あてご照会を受けたときは、保険金等のお支払いをしていること、またはご契約の全部または一部が消滅していること等を回答せざるを得ない場合があります。

○また、次の具体例のように被保険者本人がご自身の健康状態について知る可能性がありますので、お含み置きください。

●リビング・ニーズ特約における特約保険金の一部支払い等により、その事実を知る場合

●生活習慣病入院給付金などが支払われたことにより、その事実を知る場合 など

○指定代理請求人からご請求いただく場合、会社所定の請求書や保険金等の支払事由に該当したことを証明する書類に加え、指定代理請求人の範囲内であることを証明する書類を提出いただきます。ご提出いただいた書類等で指定代理請求人の範囲内であることおよび保険金等を請求すべき適当な理由が確認できない場合には、保険金等のお支払いができません。また、親族以外の指定代理請求人からのご請求に対してお支払いする保険金等は原則保険金等の受取人ご本人様の口座へお振込みさせていただきます。

○保険契約者が法人である場合、指定代理請求特約(2016)は付加することができません。

○保険契約者の変更により、保険契約者が法人となる場合には、指定代理請求人の指定は取り消されます。この場合、指定代理請求特約(2016)は消滅します。

3. ご契約内容ご家族説明制度について

保険契約者にご家族の連絡先を事前にご登録いただき、登録されたご家族に対して、保険契約者と同等の範囲で契約内容(注)の説明を可能とする制度です。

(注) 過去の給付金等のお支払い内容や診断書などのセンシティブ情報は除きます。

(1) 登録いただけるご家族について

○登録いただけるご家族の範囲は次のいずれかに該当する方のうち2名までです。なお、主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合、1名は保険契約者代理人と同一人となります。

- (1) 保険契約者の配偶者、直系血族、3親等内親族
- (2) 被保険者の配偶者、直系血族、3親等内親族
- (3) その他保険契約者代理人または指定代理請求人として会社が認める範囲の者

○海外に居住している方は、ご登録の対象外となります。

○保険契約者は、上記の範囲内で登録されたご家族を変更することができます。

○保険契約者は、ご家族の登録が不要となった場合には、登録を廃止することができます。この場合、本制度は終了します。

(2) ご契約内容ご家族説明制度の留意事項について

○保険契約者は、本制度の利用にあたり、事前にご家族に説明・了解を得てからお申込みください。

○保険契約者が未成年または法人である場合は、本制度の対象外となります。

○登録時や保険契約者と連絡がとれない場合等、当社から登録されたご家族へ連絡することがあります。

○登録されたご家族への説明を希望された場合、定期的な通知を登録されたご家族へお送りする場合があります。

○登録されたご家族はご契約に関するお手続きはできません。ただし、登録されたご家族が保険契約者代理人と同一人である場合を除きます。

○保険契約者が死亡した場合または保険契約者を変更した場合、本制度は終了します。

18. 保険料の払込免除について

次の場合には、次期以後の保険料（各特約保険料も含みます）のお払込みを免除します。

1. 介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）の場合

○次のいずれかの事由が生じたときには、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月から保険料のお払込みを免除します。

- 被保険者が責任開始の時（復活の場合は復活の日）以後、疾病または傷害により保険料払込期間中に所定の高度障害状態（[約款別表4](#)）になったとき
- 被保険者が責任開始の時（復活の場合は復活の日）以後に生じた所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ保険料払込期間中に所定の身体障害の状態（[約款別表4](#)）になったとき
- 被保険者が責任開始の時以後に生じた傷害または疾病により保険料払込期間中に公的介護保険制度に基づく要介護1または2の状態（[約款別表3](#)）に該当されていると認定されたとき

[約款別表3](#) ⇨ p.109、[約款別表4](#) ⇨ p.109

2. 生活習慣病保険（返戻金なし型）の場合

○次のいずれかの事由が生じたときには、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月から保険料（各特約保険料も含みます）のお払込みを免除します。

- 被保険者が保険期間開始の時以後、疾病または傷害により保険料払込期間中に所定の高度障害状態（[約款別表7](#)）になったとき
- 被保険者が保険期間開始の時以後に生じた所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ保険料払込期間中に所定の身体障害の状態（[約款別表7](#)）になったとき

[約款別表7](#) ⇨ p.147

3. 普通定期保険、集団扱普通定期保険、プレステージ、プレステージ2の場合

○被保険者が責任開始の時以後に生じた所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ保険料払込期間中に所定の身体障害の状態（[約款別表1](#)）になったときは、その事由の生じた日の直後に到来する払込期月から保険料（各特約保険料も含みます）のお払込みを免除します。

5年ごと利差配当付普通定期保険：[約款別表1](#) ⇨ p.171
無配当普通定期保険（低解約返戻金型）：[約款別表1](#) ⇨ p.191

! ご留意ください

○普通定期保険が保険料払込免除となった場合、他の保険契約への加入のお取扱いをしません。

○以下の場合には保険料払込免除のお取扱いはしません。

- 次のいずれかによって高度障害状態となったとき
 - ・保険契約者または被保険者の故意
 - ・被保険者の自殺行為または犯罪行為
 - ・戦争その他の変乱 (注)
- 次のいずれかによって身体障害の状態になったとき
 - ・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - ・被保険者の犯罪行為
 - ・被保険者の精神障害を原因とする事故
 - ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - ・地震、噴火または津波 (注)
 - ・戦争その他の変乱 (注)
- 次のいずれかによって要介護1または2の状態になったとき（介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）の場合）
 - ・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - ・被保険者の犯罪行為
 - ・戦争その他の変乱 (注)

(注) 保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、保険料のお払込みを免除します。

○グランドステージに保険料払込免除のお取扱いはありません。

19. 保険金、給付金等をお受取りいただけない場合について

保険金、給付金等をお受取りいただけない場合について記載しています。

「保険金等をお受取りいただける場合、お受取りいただけない場合の具体的事例について」⇒p.18 もあわせてご確認ください。

1. 免責事由に該当した場合

(1) 死亡保険金、死亡給付金について

○被保険者が次のいずれかによって死亡したとき

- 保険契約者または死亡保険金等受取人の故意
- 責任開始の日（復活の日）からその日を含めて**3年以内**の自殺（グランドステージの第1保険期間中を除く）
ただし、精神疾患などによる自殺については保険金等をお受取りいただける場合もあります。
- 戦争その他の変乱（注）

(2) 災害死亡保険金について

○被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき（グランドステージの場合）

- 保険契約者の故意または重大な過失
- 被保険者の故意または重大な過失
- 死亡保険金の受取人の故意または重大な過失
- 被保険者の犯罪行為
- 被保険者の精神障害を原因とする事故
- 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- 地震、噴火または津波（注）
- 戦争その他の変乱（注）

(3) 高度障害保険金について

○被保険者が次のいずれかによって高度障害状態になったとき

- 保険契約者または被保険者の故意
- 被保険者の自殺行為または犯罪行為
- 戦争その他の変乱（注）

(4) 介護一時金について

○被保険者が次のいずれかによって要介護3以上の状態になったとき

- 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- 被保険者の犯罪行為
- 戦争その他の変乱（注）

お知らせをお願い

「契約に際して

特長としくみ

保険料のお払込み

「契約後について

18 19 保険金、給付金等をお受取りいただけない場合について
保険料の払込免除について

(5)リビング・ニース特約（特約保険金）について

○被保険者が次のいずれかによって余命6か月以内の状態になったとき

- 保険契約者、被保険者、保険契約者代理人または指定代理請求人の故意
- 被保険者の自殺行為または犯罪行為
- 戦争その他の変乱（注）

(6)その他の保険金等について

○災害保険金、障害給付金、災害・疾病入院給付金、手術給付金、入院初期給付金については次のとおりです。

- 被保険者が、次のいずれかによって支払事由に該当したとき
 - ・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - ・災害保険金に関しては、災害保険金の受取人の故意または重大な過失（災害割増特約、傷害特約の場合）
 - ・被保険者の犯罪行為
 - ・被保険者の精神障害を原因とする事故
 - ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - ・むちうち症または腰痛でいずれも他覚所見のないもの（災害入院特約、手術給付金付疾病入院特約、入院初期給付特約の場合）
 - ・地震、噴火または津波（注）
 - ・戦争その他の変乱（注）

（注）支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、保険金、給付金等の金額の一部または全部をお受取りいただけます。

2. 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除された場合

「告知」について、くわしくは10項（⇒p.25）をご参照ください。

3. 重大事由によりご契約が解除された場合

○当社は、次のいずれかの重大事由が生じたときには、契約（特約）を解除します。

- ①保険契約者、被保険者（死亡によりお受取りいただける保険金等の場合は、被保険者を除きます。）または保険金等受取人が、保険金、給付金等を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- ②保険金、給付金等の請求に関して、保険金等受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- ③他の契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- ④保険契約者、被保険者または保険金等受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ・暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ・反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ・反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ・保険契約者または保険金等受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

- ・その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

⑤次の事由などにより、保険契約者、被保険者または保険金等受取人に対する信頼を損ない、かつ、この契約を継続することを期待しない上記①～④と同等の事由があるとき

- ・この契約に付加されている特約または他の契約が重大事由により解除されたとき
- ・保険契約者、被保険者または保険金等受取人のいずれかが他の保険会社等との間で締結した契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

重大事由が生じた時から解除までの間に、保険金、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、当社は保険金、給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除を行いません。すでに保険金、給付金等をお受取りいただいていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払込みを免除していたときでもその保険料のお払込みを求めることができます。

なお、契約（特約）を解除した場合にお支払いする返戻金があるときは、その金額を保険契約者にお支払いします。

4. 詐欺による取消し、不法取得目的による無効の場合

(1) 詐欺による取消しについて

保険契約者または被保険者の詐欺により、当社が契約（または復活等）のお申込みを承諾したときは、ご契約を取消し、お払込みいただいた保険料は払戻ししません。

(2) 不法取得目的による無効について

当社は、契約の加入状況、契約成立後の給付金等の請求の状況などから判断して、保険契約者が保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的で契約を締結（または復活等）されたものと認められる場合は、その契約は無効とし、お払込みいただいた保険料は払戻ししません。

5. 第1回保険料のお払込みがないことによる無効の場合

責任開始に関する特約を付加したご契約で、第1回保険料のお払込みがない場合のご契約は無効となります。

6. ご契約または特約が失効した場合

「失効」について、くわしくは22項（⇒p.65）をご参照ください。

7. 支払事由に該当しないその他の場合

(1) 高度障害保険金について

主契約の責任開始の時前の原因によって、被保険者が高度障害状態になったとき

(2) 介護一時金について

- 責任開始の時前に生じた傷害または疾病により、被保険者が要介護3以上の状態になったとき
- 被保険者の薬物依存によるとき

(3)がんによる生活習慣病入院給付金について

○がん給付の責任開始の時前にがんと診断確定されていた被保険者が、がん給付の責任開始の時以後新たにがんになったと診断確定されたとき（ただし、がん給付の特別取扱いが適用されている場合を除きます。）

(4)7大疾病一時金について

○責任開始の時前にがんと診断確定されていた被保険者が、責任開始の時以後新たにがんになったと診断確定されたとき（ただし、がん給付の特別取扱いが適用されている場合を除きます。）

○責任開始の時前の疾病を原因とするとき

(5)その他の給付金等について

○災害保険金、障害給付金、入院給付金、手術給付金、入院初期給付金、がん以外の生活習慣病による生活習慣病入院給付金、初期生活習慣病入院一時金、介護一時金については、次のとおりです。

●責任開始の時前の不慮の事故または疾病等を原因とするとき

ただし、以下のような場合、責任開始の時以後の疾病によるものとみなします。

- ・ 疾病入院給付金、手術給付金、入院初期給付金、がん以外の生活習慣病による生活習慣病入院給付金、初期生活習慣病入院一時金について、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院の開始をしたとき等
- ・ 告知等により会社が知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾したとき（事実の一部について告知いただいていないこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかったときを除きます。）
- ・ 病院での受診歴や健康診断等による異常の指摘がなく、症状について被保険者等による認識・自覚もなかったとき

（注）「責任開始の時」について、くわしくは11項（⇒p.27）をご参照ください。

●被保険者の薬物依存によるとき（介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）、手術給付金付疾病入院特約、入院初期給付特約の場合）

20. 保険料の払込方法について

1. 保険料の払込方法（経路）について

保険料は払込期月中に当社へお払込みください。払込方法（経路）には次のような方法があります。

(1)口座振替によるお払込みについて

当社が提携している金融機関等で保険契約者が指定された口座から、保険料が自動的に振り替えられる方法です。なお、お払込みいただいた保険料について、保険料領収証は発行しません。

(2)団体・集団によるお払込みについて

当社と協定している団体または集団に保険契約者が所属されている場合、団体または集団を経由して、保険料をお払込みいただく方法です。

この場合の保険料領収証は、個々の保険契約者には発行しません。

(3)振込によるお払込みについて

あらかじめ当社から払込案内をお送りし、払込期月中に同封の振込用紙で、当社が提携している金融機関等に保険料をお払込みいただく方法です（送金手数料は当社で負担します。）。なお、金融機関等の入金日付印のある受領証を保険料領収証にかえさせていただきますので、大切に保管してください。

❗ ご留意ください

- 保険料を当社担当者にお払込みの際は、必ず引換えに**会社名、会社印が印刷された当社所定の領収証**をお受取りください。
- 万一、払込期月中に払込案内が届かなかった場合などは、お手数ですが、当社の担当者またはお客様サービスセンターへご連絡ください。

2. 保険料の前納について

毎回の保険料をまとめてお支払いいただけます。

- 主契約の保険料払込方法が**年払契約**である必要があります（半年払、月払契約の場合は、年払契約に変更することが必要です）。
- 将来の保険料の一部または全部をお支払いいただく場合は、保険料を当社所定の率で割引いて計算します。当社はお支払いいただいた保険料の前納金に所定の利息をつけて積み立て、契約成立日の応当日（年単位）ごとに保険料のお支払いにあてます。したがって、保険料の前納金は每期のお支払いによる累計額以下となります。
- この制度をご利用の場合、前納期間中にご契約が消滅（解約、死亡など）したときや保険料の前納金からの最終回のお支払いが完了したとき、または保険料のお支払いが不要となったときに、保険料の前納金に残額があれば、保険金のお支払いの場合はその受取人に、それ以外の場合は保険契約者にその残額を払戻します。

! ご留意ください

- 前納期間中は、減額のお取扱いができないなど、当社所定の要件があります。

21. 保険料の払込方法の変更について

保険料の払込方法の変更を希望される場合や、転居および勤務先団体からの脱退等の場合、すみやかに当社の担当者またはお客様サービスセンターまでお申出ください。払込方法の変更についてお申出があった場合、当社は所定の事務手続きを経て、新たな払込方法に変更させていただきます。

この場合、新たな払込方法に変更されるまでの間の保険料をお支払いいただくことがあります。

22. 保険料払込みの猶予期間と失効、復活について

保険料のお払込みには猶予期間がありますが、お払込みがおくれますとご契約の効力が失われます。

1. 保険料払込みの猶予期間と失効について

保険料は払込期月中にお払込みください。払込期月中にお払込みがない場合でも、次の猶予期間がありますが、お払込みがないまま猶予期間を経過しますと失効となり、ご契約の効力がなくなります。

(1) 年払・半年払契約の場合

払込期月の翌月初日から翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までとなります。応当日（月単位）がない場合は、その月の末日までとします（ただし、契約成立日の応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までです）。

(2) 月払契約の場合

払込期月の翌月初日から末日までとなります。

2. ご契約の復活について

万一、ご契約の効力がなくなった場合でも、ご契約の復活ができます。

失効した日からその日を含めて**3年以内**なら当社の定めるお手続きをとっていただき、ご契約の復活をお申込みすることができます。この場合には、復活に伴う所定の金額のお払込みに先立って、あらためて告知または当社指定の医師による診査をしていただきます。なお、被保険者の健康状態などによっては、ご契約の復活をお断りすることがあります。会社が復活のお申込みを承諾したときは、その承諾した日を含む月の翌月末日までに所定の金額をお払込みいただきます。このお払込みのあった時からご契約は効力を復活するものとし、その日を復活の日といいます。

ただし、「責任開始に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料のお払込みがないまま猶予期間を経過した場合は、復活のお取扱いはしません。

❗ ご留意ください

○復活に際して告知いただいた内容が事実と異なる場合には、保険金、給付金等をお支払いできない場合があります。（⇒10項：p.25）

また、復活の日からその日を含めて**3年以内**に被保険者が自殺したとき等免責事由に該当する場合には、保険金、給付金等をお支払いできません。（⇒19項：p.59）

○特別条件付のご契約が失効した場合、失効後2年を経過すると復活のお取扱いができなくなります。

また、特別条件付の各種特約を付加したご契約が失効した場合、失効後2年を経過すると各種特約の復活のお取扱いはできなくなります。（⇒12項：p.29）

○生活習慣病保険（返戻金なし型）および7大疾病一時金特約（返戻金なし型）におけるがん給付は、復活の日から所定の期間内に支払事由が発生した場合は、お支払いできません。

○普通定期保険集団扱特約付のご契約については、失効してから3か月以内に限り当社の定める手続きをとっていただき、ご契約の復活をお申込みすることができます。

23. 保険料のお払込みが困難なときの継続方法について

1. 保険金額等の減額について

- 保険料のお払込みが困難になったときには、当社の所定の範囲内で保険金額等を減額して保険料の負担を軽くすることができます。
- 保険金額等の減額にともない、各種特約の給付金額が同時に減額されたり、または特約が消滅することがあります。

2. 払済保険への変更について

- グランドステージは、第2保険期間中に限り、保険契約者は、将来の保険料の払い込みを中止して、この保険契約を払済終身保険に変更することができます。ただし、変更後の保険金額が会社の定める金額に満たないときは取扱いません。
- 変更後の保険金額は、返戻金額（貸付金があるときは、貸付元利金を差し引いた残額）によって定めます。
- 払済終身保険に変更したときは、その旨を保険契約者に通知します。
- グランドステージから変更された払済終身保険に高度障害保険金はありません。

24. 保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱いについて

保険料の払込方法（回数）が年払・半年払のご契約で保険料をお払込みいただいた後に、ご契約の消滅等（注1）により、保険料のお払込みが不要となった場合は、次のようなお取扱いとなります。

＜お支払いする額＞

すでに払い込まれた保険料（注2）のうち、保険料のお払込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する契約応当日（月単位）からその月ごとの応当日の属する保険料払込期間の末日までの月数に対応する保険料相当額

（注1）ご契約の消滅等には、ご契約または付加されている特約の消滅、減額等を含みます。

（注2）保険料の一部のお払込みを要しなくなった場合は、そのお払込みを要しなくなった部分に限ります。

【年払契約】

＜ご契約例＞ 契約応当日：1月1日 月ごとの応当日：毎月1日

1月20日に年払保険料を払込んだ後、5月25日にご契約を解約した場合
⇒保険料のお払込みを要しなくなったのはご契約を解約した5月25日であり、その翌日以後最初に到来する契約応当日（月単位）は6月1日となります。したがって、6月1日から12月31日までの7か月分に対応する保険料相当額をお支払いします。



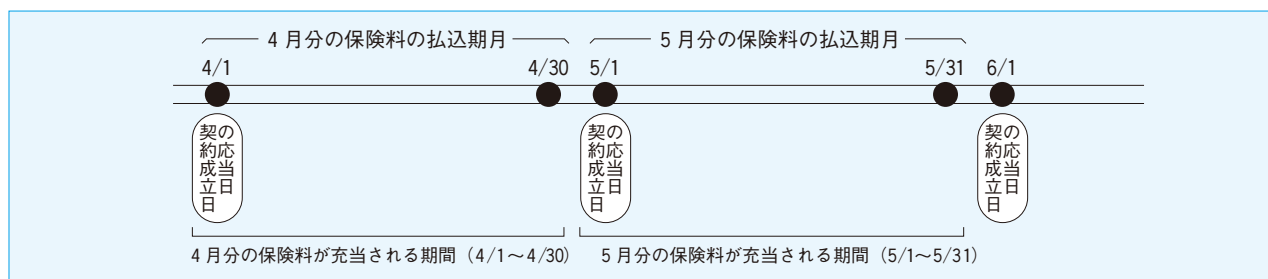
❗ ご留意ください

払込方法（回数）が月払の場合は、上記「保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱い」はありません。

25. 保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生したときの保険料について

保険料は、毎払込期月の契約成立日の応当日から次の払込期月の契約成立日の応当日の前日までの期間に充当され、払込期月中の契約成立日の応当日に払込まれるものとして計算されています。

〔例〕月払契約の場合



- 保険料のお払込みがないまま、払込期月の契約成立日の応当日以後に保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生したときには、保険金等のお支払いの場合は保険金等からその未払込保険料を差し引き、保険料の払込免除の場合はその未払込保険料をお払込みいただきます。
- 猶予期間中の契約成立日の応当日以後に保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合は、2か月分の保険料を保険金等から差し引くか、お払込みいただきます。

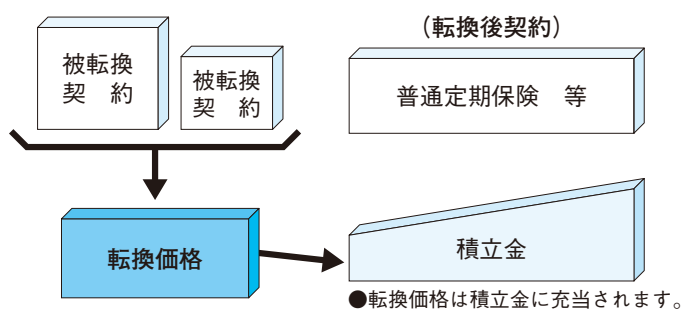
26. 保障を充実させる制度について

1. 契約転換制度について

ご契約後に契約転換制度をご利用することにより、ご契約を解約することなく総合的に保障の見直しをすることができます。

現在のご契約（被転換契約）を新しいご契約（転換後契約）へ切り換える制度です。

[保険王プラス・やさしさプラスへの転換の場合]



契約転換制度をご利用の際の留意事項について

- 契約転換時の保険契約転換特約が適用されます。
- 契約転換制度をご利用の場合、診査または告知が必要となります。
- 保険料は契約転換時の契約年齢、保険料率等により計算します。
- 契約転換制度はご契約によってはご利用できない場合があります。
- 契約転換制度をご利用の場合、被転換契約は消滅します。

27. 保険契約者、死亡保険金等受取人の変更について

1. 保険契約者の変更について

- 保険契約者は、**被保険者の同意と当社の承諾**を得て、保険契約者を変更することができます。
- 保険契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務（保険金受取人を変更する権利、保険料を支払う義務など）はすべて新しい保険契約者に引継がれます。

2. 死亡保険金等受取人の変更について

(1) 死亡保険金等受取人の変更について

- 保険契約者は死亡保険金等の支払事由が発生するまでは、**被保険者の同意**を得て、死亡保険金等受取人を変更することができます。
- 死亡保険金等受取人を変更する場合には、すみやかに当社へご通知ください。新しい死亡保険金等受取人に変更するお手続きをしていただきます。
(注) 当社が通知を受ける前に変更前の死亡保険金等受取人に死亡保険金等をお支払いしたときは、そのお支払後に変更後の死亡保険金等受取人から死亡保険金等の請求を受けても、当社は死亡保険金等をお支払いしません。

(2) 遺言による死亡保険金等受取人の変更について

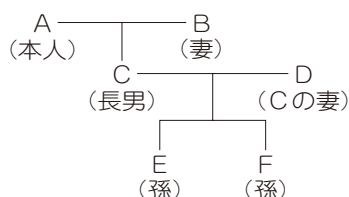
- 保険契約者は死亡保険金等の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金等受取人を変更することができます。この場合、保険契約者が亡くなった後、保険契約者の相続人から当社へご通知ください。
- 死亡保険金等受取人の変更は、**被保険者の同意**がなければ、受取人変更の効力を生じません。
(注) 当社が通知を受ける前に変更前の死亡保険金等受取人に死亡保険金等をお支払いしたときは、そのお支払後に変更後の死亡保険金等受取人から死亡保険金等の請求を受けても、当社は死亡保険金等をお支払いしません。

(3) 死亡保険金等受取人が死亡した場合

- 死亡保険金等受取人がお亡くなりになったときは、すみやかに当社へご通知ください。新しい死亡保険金等受取人に変更するお手続きをしていただきます。
- 死亡保険金等受取人が亡くなった時以後、死亡保険金等受取人の変更が行われていない間は、死亡保険金等受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金等受取人とします。
なお、死亡保険金等受取人となった方が2人以上いる場合は、死亡保険金の受取割合は均等とします。

〈ご契約例〉

- 保険契約者・被保険者 A（本人）
- 死亡保険金受取人 B（妻）…… 受取割合 40%
C（長男）… 受取割合 60%
- Aさんより先にCさんが亡くなり、その後死亡保険金受取人の変更手続きが行われていない間は、Cさんの法定相続人のDさん、Eさん、FさんがCさんに代わる死亡保険金受取人となります。
この場合、Dさん、Eさん、Fさんの受取額は均等（同額）となります。



受取割合	
Bさん…40%	60% (Cさんの受取割合)
Dさん…20%	
Eさん…20%	
Fさん…20%	

! ご留意ください

被保険者と死亡保険金等受取人の同時死亡等、保険金の支払事由の発生形態によっては、お取扱いに差異が生じることがあります。

28. 保険契約者に対する貸付について

保険契約者に対する貸付の制度をご利用することができます。

保険契約者に対する貸付について

(注) ご契約がプレステージ、プレステージ2、グランドステージの場合に限ります。

- 契約者貸付金額は返戻金の所定の範囲内とし、主契約に付加されている災害・疾病関係特約等については、貸付限度額算定の対象とはなりません。
- 契約者貸付金の利息は、当社所定の利率で、年複利で計算します。
- この利率は、次のとおり定期的に見直しを行っております。

毎年1月と7月の最初の営業日に、利率の見直しを行います。

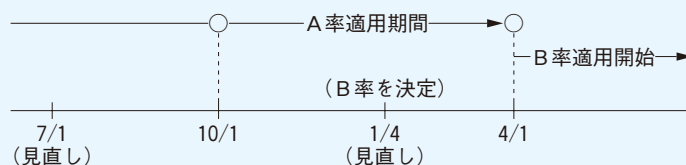


見直した結果、直前の利率変更後の金利水準等の変動およびその他相当の事由がある場合に、利率を変更することがあります。



利率を変更する場合は、すでに行われている貸付および新たに行う貸付について、1月の見直しのときは4月1日から、7月の見直しのときは10月1日から変更後の利率を適用します。

〔例〕7月の見直しで利率変更がなく、1月の見直しで利率変更を行う場合



7月1日を7月の最初の営業日とした場合、7月1日に利率の見直しを行い「10月1日から3月31日までの貸付利率は変更しない」ことを決定します（A率とする）。

また、1月4日を1月の最初の営業日とした場合、1月4日に利率の見直しを行い「4月1日から9月30日までの貸付利率を変更する」ことを決定します（B率とする）。

したがって、上記の場合、「3月31日まで」がA率の適用となり、「4月1日から」がB率の適用となります。

- 上記の貸付利率の見直し方式については、金利水準等の変動およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。
- 契約者貸付金のご返済は、一部のご返済あるいは利息のみのご返済もお取扱いしています。
- 返戻金は、保険期間の途中から減少し、満了時にはなくなるため、返戻金が減少する期間においては、契約者貸付金の元利合計額が返戻金を超過することがあります。契約者貸付金の元利合計額が、ご契約の返戻金を超過する場合には、当社より通知をお送りしますのでご返済ください。ご返済がない場合には、ご契約の効力が失われます。
- 保険金、返戻金等をお受取りいただけるときなどには、契約者貸付の元利金を差し引いて精算させていただきます。
- 保険期間満了前の所定の期間は、契約者貸付をお取扱いしません。

29. 解約と返戻金について

途中でおやめになると返戻金はお払込保険料の累計額より少ない金額になります。

1. 解約について

(1) 解約について

- ご契約の解約はいつでもお取扱いできますが、以後の保障はなくなります。
- ご契約いただいた生命保険は、死亡（高度障害）の場合の保障、資金づくり等にお役に立つ大切な財産ですから、末永くご継続ください。
- あらためてご契約されますと、多くの場合、これまでより保険料が割高になります。
- ご継続を迷われたときは、ぜひお気軽にご相談ください。次の制度がご利用できます。
 - お払込みが困難なとき…保険金額等の減額（⇒23項：p.66）
…払済保険への変更（⇒23項：p.66）
 - 保障を増やしたいとき…契約転換制度（⇒26項：p.69）

(2) 被保険者による保険契約者への解約の請求について

- 被保険者と保険契約者が異なるご契約の場合、次に掲げる事由に該当するときは、被保険者は保険契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。
この場合、被保険者から解約の請求を受けた保険契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。
- ①保険契約者または保険金等受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として保険金等の支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- ②保険金等受取人が当該生命保険契約にもとづく保険給付の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③上記①②の他、被保険者の保険契約者または保険金等受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

2. 返戻金について

- 生命保険では、お払込みいただいた保険料は預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部は年々の死亡保険金等のお支払いに、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払戻されます。特にご契約後しばらくの間は保険料の大部分が死亡保険金のお支払いや、販売、診査、保険証券作成などの経費にあてられますので、解約されたときの返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
なお、返戻金の額は契約年齢、経過年数などによっても異なります。
- また、主契約を解約されますと、主契約に付加された各種特約も同時に解約となります。各種特約の返戻金は特約の種類、経過年数などによって異なりますが、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）、生活習慣病保険（返戻金なし型）には返戻金はありません。ただし、保険期間が終身タイプ（有期払）の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中においては返戻金（死亡給付金額と同額）があります。

○プレステージ2（普通定期保険（低解約返戻金型））は、ご契約の際に、保険契約者があらかじめ指定した期間（低解約返戻金期間）の返戻金額の水準を低く設定しております。低解約返戻金期間中の返戻金は、返戻金額の水準を低く設定しない場合の金額に、低解約返戻金割合を乗じた金額となります。ただし、前保険年度分の保険料がすべて払い込まれていても、当保険年度分の保険料が払い込まれていない場合には、保険年度が変わっても、前保険年度の低解約返戻金割合で計算します。

低解約返戻金期間	低解約返戻金割合	
10年	第1保険年度から第6保険年度まで：50%	第7保険年度から第10保険年度まで：70%
20年	第1保険年度から第12保険年度まで：50%	第13保険年度から第20保険年度まで：70%

- 低解約返戻金割合とは、低解約返戻金期間中の返戻金の支払割合をいいます。
- 保険年度とは、契約成立日または毎年契約成立日の応当日から、その日を含めてその翌年の契約成立日の応当日の前日までをいいます。

○払い込まれた保険料により保障される期間（注）の途中で解約等により、ご契約が消滅した場合、それ以後の保障はなくなりますが、保険料の取扱いは次のとおりとなります。

- ①保険料の払込方法（回数）が月払の場合、保険料の払戻しはありません。
- ②保険料の払込方法（回数）が年払・半年払の場合、すでに払い込まれた保険料のうち、保険料の払込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する契約応当日（月単位）からその月ごとの応当日の属する保険料払込期間の末日までの月数に対応する保険料相当額をお支払いします。（⇒24項：p.67）
- ③保険料の前納金の残額がある場合は、その金額を払戻します。

（注）払い込まれた保険料により保障される期間とは次の期間となります。

- 月払の場合……契約応当日（月単位）から次の契約応当日（月単位）の前日までの期間
- 年払の場合……契約応当日（年単位）から次の契約応当日（年単位）の前日までの期間
- 半年払の場合……契約応当日（半年単位）から次の契約応当日（半年単位）の前日までの期間

！ ご留意ください

- ご契約いただいた保険契約の返戻金額は、保険証券に同封の「ご契約内容説明書」に記載しておりますのでご確認ください。なお、ご契約のお申込みに際し事前に返戻金額をご確認される場合は、当社の担当者までお問い合わせください。
- 効力のなくなったご契約（失効契約）についても、失効した日からその日を含めて3年以内なら返戻金をお支払いできる場合があります。

3. 債権者等による解約について

（1）債権者等による解約について

○保険契約者の差押債権者、破産管財人等（以下「債権者等」といいます）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。

（2）保険金等の受取人によるご契約の存続について

○債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす保険金等の受取人は、ご契約を存続させることができます。

- ①保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ②保険契約者でないこと

○保険金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達した日の翌日からその日を含め

て1か月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。

- ①保険契約者の同意を得ること
- ②解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば、当社が債権者等に支払うべき金額を、債権者等に対して支払うこと
- ③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること

4. 保険契約者代理人による解約について

保険契約者代理人による解約について、くわしくは17項（⇒p.52）をご参照ください。

30. 社員配当金のお支払いについて

1. 社員配当金について

社員配当金は、資産の運用成果を5年ごとに通算して剰余金が生じた場合、保険契約者に公平に分配され、通常ご契約後6年目から5年ごとにお支払いすることがあります。

2. 社員配当金の支払方法について

- 社員配当金に当社所定の利息をつけて積み立てておき、ご契約が消滅したときまたは保険契約者からご請求があったときにお支払いする積立方式となります。
- 下記のような場合については、5年ごとの社員配当金のお支払日以前でも、資産の運用成果に応じて社員配当金をお支払いします。
 - 主契約の保険料払込期間が満了する場合
 - 保険金等の支払事由に該当したことによりご契約が消滅する場合
 - ご契約を転換する場合
 - 解約、減額等をする場合

3. 特別配当金について

上記のほかに、特別配当金をお支払いすることがあります。

! ご留意ください

- 決算の結果によっては、社員配当金のお支払いを見送らせていただく場合があります。
- プレステージ2（普通定期保険（低解約返戻金型））、災害・疾病関係特約、生活習慣病保険（返戻金なし型）、初期生活習慣病入院一時金特約（返戻金なし型）、7大疾病一時金特約（返戻金なし型）については、社員配当金はありません。
- 契約成立日から2年以内に解約、減額等をされる場合、社員配当金はありません。
- 解約、減額等をされる場合にお支払いする社員配当金は、保険金等の支払事由に該当したことによりご契約が消滅する場合よりも少なくなります。

31. 生命保険と税金について

生命保険には税法上の特典があります。

以降の記載は2021年2月現在の税制に基づいております。将来的に税制が変更され、取扱いが変わる場合がありますのでご注意ください。個別のお取扱い等につきましては、所轄の税務署に必ずご確認くださいませようお願いします。

1. 「生命保険料控除制度」について

○「生命保険料控除制度」とは、お払込みいただいた保険料について、その一定額を契約者のその年の所得から控除し、所得税と住民税の負担を軽減する制度です。

(1) 契約日が2012年1月1日以降の生命保険に係る生命保険料控除について

○「生命保険料控除」により所得から控除される金額は、お払込みいただいた保険料を主契約・特約の内容に応じて、「控除証明区分」ごと（「一般生命保険料」「個人年金保険料」「介護医療保険料」「その他保険料」）に区分し、それぞれの「控除証明区分」ごとに下表に基づいて算出します。（「その他保険料」については、「生命保険料控除」の対象外となります。）

○契約日が2011年12月31日以前の生命保険についても、次のお手続きを行った場合、契約日が2012年1月1日以降の生命保険に係る「生命保険料控除」が適用されます。

- | | |
|---|--------------|
| ・ 転換（一部転換の場合、存続契約は除きます） | ・ 保障見直し |
| ・ 主契約および特約の更新（更新中止した場合を除きます） | ・ 終身増額特約への変更 |
| ・ 払込満了後有効特約の終身変更 | ・ 特約の中途増額 |
| ・ 特約の中途付加（「その他保険料」に区分される特約のみを中途付加する場合を除きます） | 等 |

① 所得税の生命保険料控除

年間正味払込保険料	控除される金額
20,000円以下	年間正味払込保険料の全額
20,000円超40,000円以下	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{2}) + 10,000\text{円}$
40,000円超80,000円以下	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{4}) + 20,000\text{円}$
80,000円超	一律40,000円

（注）控除される金額は、それぞれの「控除証明区分」ごとに算出した金額を合算して、120,000円が上限となります。

② 住民税の生命保険料控除

年間正味払込保険料	控除される金額
12,000円以下	年間正味払込保険料の全額
12,000円超32,000円以下	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{2}) + 6,000\text{円}$
32,000円超56,000円以下	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{4}) + 14,000\text{円}$
56,000円超	一律28,000円

（注）控除される金額は、それぞれの「控除証明区分」ごとに算出した金額を合算して、70,000円が上限となります。

③「控除証明区分」について

○当「ご契約のしおり」に掲載の各主契約・特約の「控除証明区分」は下表のとおりです。

一般生命保険料	
・普通定期保険	・普通定期保険（低解約返戻金型）
・災害死亡重点保障型定期保険	

介護医療保険料	
・介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）	・手術給付金付疾病入院特約
・入院初期給付特約	・生活習慣病保険（返戻金なし型）
・初期生活習慣病入院一時金特約（返戻金なし型）	・7大疾病一時金特約（返戻金なし型）

その他保険料（生命保険料控除対象外）	
・災害割増特約	・傷害特約
・災害入院特約	

○その他主契約・特約の保険料がいずれの「控除証明区分」に区分されるかについては、当社のホームページ（<https://www.asahi-life.co.jp>）をご参照ください。

(2) 契約日が2011年12月31日以前の生命保険および契約日が2012年1月1日以降の生命保険の双方にご加入の場合

○「控除証明区分」ごとに「契約日が2011年12月31日以前の生命保険」に係る生命保険料控除により控除される金額を合算することができます。この場合、所得税は40,000円、住民税は28,000円が「控除証明区分」ごとに控除される金額の上限となります。ただし、それぞれの「控除証明区分」ごとに算出された金額を合算して、所得税は120,000円、住民税は70,000円が控除される金額の上限となります。

契約日が2011年12月31日以前の生命保険に係る生命保険料控除について

○「生命保険料控除」で控除される金額は、お申込みいただいた保険料を主契約・特約の内容に応じて「一般生命保険料」「個人年金保険料」に区分し、それぞれの「控除証明区分」ごとに下表に基づいて算出します。

①所得税の生命保険料控除

年間正味払込保険料	控除される金額
25,000円以下	年間正味払込保険料の全額
25,000円超50,000円以下	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{2}) + 12,500\text{円}$
50,000円超100,000円以下	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{4}) + 25,000\text{円}$
100,000円超	一律50,000円

（注）控除される金額は、それぞれの「控除証明区分」ごとに算出した金額を合算して、100,000円が上限となります。

②住民税の生命保険料控除

年間正味払込保険料	控除される金額
15,000円以下	年間正味払込保険料の全額
15,000円超40,000円以下	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{2}) + 7,500\text{円}$
40,000円超70,000円以下	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{4}) + 17,500\text{円}$
70,000円超	一律35,000円

（注）控除される金額は、それぞれの「控除証明区分」ごとに算出した金額を合算して、70,000円が上限となります。

(3)社員配当金の取扱いについて

○契約ごとに「一般生命保険料」「介護医療保険料」「その他保険料」の比率に応じて按分した社員配当金を年間保険料から差し引いた金額が年間正味払込保険料となります。

(4)「生命保険料控除証明書」について

- 毎年10月頃に「生命保険料控除証明書」を郵送にてお届けしますので、申告のときまで大切に保管してください。
- 団体特約または集団特約付のご契約は、団体代表者または集団代表者の認証印をもって「生命保険料控除証明書」に代替することが認められていますので、特別の場合を除き「生命保険料控除証明書」は発行しません。

2. 保険金等の税法上の取扱いについて

保険金等にかかる税金は保険契約者、被保険者、受取人の関係によって異なります。

(1)死亡保険金をお受取りの場合

①死亡保険金の課税の取扱いについて

契約内容	契 約 例			税 の 種 類
	保険契約者	被保険者	受取人	
保険契約者と被保険者が同一の場合	夫	夫	妻	相 続 税
	夫	夫	子	
受取人が保険契約者自身の場合	夫	妻	夫	所得税(一時所得)
	夫	子	夫	住 民 税
保険契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈 与 税
	夫	子	妻	

②相続税に関する死亡保険金の非課税金額について

保険契約者と被保険者が同一人で受取人が相続人の場合には、死亡保険金（ご契約が2件以上のときは合計します。）に対して相続税法上一定範囲で非課税扱いを受けることができます。

(2)保険金等の非課税扱いについて

受取人が主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を同一にするその他の親族に該当する場合、次の保険金等は全額非課税となります。

- ・ 介護一時金
- ・ 障害給付金
- ・ 入院初期給付金
- ・ 7大疾病一時金
- ・ 高度障害保険金
- ・ 入院給付金
- ・ 生活習慣病入院給付金
- ・ リビング・ニーズ特約の特約保険金
- ・ 高度障害による災害保険金
- ・ 手術給付金
- ・ 初期生活習慣病入院一時金

32. 保険金等のご請求に関する訴訟について

保険金等のご請求に関する訴訟については、会社の本社所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。

33. 諸請求に必要な書類について

1. 保険金等のご請求について

被保険者が死亡（高度障害状態に該当）・要介護認定されたときなどには、すぐに当社の担当者またはお客様サービスセンターへお知らせください。

保険金等のご請求に必要な書類は約款、特約の別表をご参照ください。

約款、特約名	ページ	約款、特約名	ページ
5年ごと利差配当付介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）普通保険約款 別表6	P.111	無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）普通保険約款 別表6	P.146
5年ごと利差配当付普通定期保険普通保険約款 別表3	P.173	無配当普通定期保険（低解約返戻金型）普通保険約款 別表3	P.193
5年ごと利差配当付災害死亡重点保障型定期保険普通保険約款 別表3	P.211	無配当初期生活習慣病入院一時金特約（医療保険）（返戻金なし型） 別表2	P.225
無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型） 別表5	P.244	無配当災害割増特約 別表3	P.265
無配当傷害特約 別表4	P.291	無配当災害入院特約 別表2	P.315
無配当手術給付金付疾病入院特約 別表2	P.344	無配当入院初期給付特約 別表2	P.372
リビング・ニーズ特約 別表	P.389	保険契約者代理特約 別表	P.395
指定代理請求特約（2016） 別表	P.402		

❗ ご留意ください

- 当社は、別表に記載された書類以外の書類のご提出を求めること、または別表に記載された書類の一部の省略のお取扱いを行うことがあります。
- 保険金等のご請求に際し、当社にご提出いただく書類の手配に関する諸費用は、受取人の負担となります。
- 代理人によるご請求の場合、別表に記載の必要書類の他に、受取人が保険金等をご請求できない事情の存在を証明する書類があわせて必要となります。
- 保険金等のお支払いの判断にあたって、内容の確認にお伺いすることや当社の指定した医師の診断をお受けいただく場合があります。
- 保険金等のご請求は、請求権者が権利を行使できるようになった時から3年間をすぎると、ご請求の権利が無くなりますのでご注意ください。
- 成年後見（補助、保佐、後見）開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合は、当社にその登記事項証明書をご提出ください。

2. 団体からの死亡・高度障害保険金のご請求について

○官公署、会社、工場、組合等の団体が保険契約者および死亡・高度障害保険金の受取人で、かつその団体から

給与の支払いを受ける従業員を被保険者とするご契約については、受取人である団体が死亡・高度障害保険金のお支払いを当社にご請求する際、上記必要書類の他に、下記の書類が必要となります。

● **被保険者の遺族等による請求内容確認書** (注) 従業員の遺族等の署名、押印が必要となります。

・ 死亡退職金等の受給者（従業員の遺族等）が、団体から当社に対する保険金等の請求内容を確認した旨の書類です。

● **保険契約者である団体が、請求内容確認書に署名、押印した方が死亡退職金等の受給者本人であることを確認した書類**

❗ **ご注意ください**

○ 保険契約者および死亡・高度障害保険金の受取人が個人事業主である場合も同様のお取扱いとなります。

○ 災害保険金等のご請求の場合も同様のお取扱いとなります。

○ 死亡退職金等の受給者とは、退職金規程、弔慰金規程等に定める受給者のことです。

退職金規程、弔慰金規程等がない場合は、「労働基準法施行規則第42～45条に定める遺族補償を受けべき方」となります。

○ 上記被保険者または受給者が2人以上いるときは、そのうち1人からのご提出で足りるものとします。

3. その他のご請求について

保険契約に関する諸請求には次の書類が必要です。お手続きが必要となった場合には、当社の担当者またはお客様サービスセンターへお知らせください。

請求に必要な書類 請求する事項	会社所定の 請 求 書	保険契約者の 印鑑証明書	会社所定の 告 知 書
保険契約の復活 (⇒22項：p.65)	●		●
払済終身保険への変更 (⇒23項：p.66)	●		
保険契約者に対する貸付 (⇒28項：p.71)	●	●	
保険料払込方法の変更 (⇒21項：p.64)	●		
保険金額等の減額 (⇒23項：p.66)	●	●	
解約 (⇒29項：p.72)	●	●	
保険金等受取人の変更 (⇒27項：p.70)	●	●	
保険契約者の変更 (⇒27項：p.70)	●	●	

❗ **ご注意ください**

○ 当社は、上記以外の書類のご提出を求めること、または上記書類の一部の省略のお取扱いを行うことがあります。

○ ご契約の復活のご請求に際して、当社の指定した医師の診断をお受けいただく場合があります。

○ ご契約に関する諸請求に際し、当社にご提出いただく書類の手配に関する諸費用は、保険契約者の負担となります。

○ 成年後見（補助、保佐、後見）開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合は、当社にその登記事項証明書をご提出ください。

34. 保険金等の支払期限について

○保険金等のご請求があった場合、当社は、必要書類が当社に到着した日（注）の翌日から、その日を含めて5営業日以内に保険金等をお支払いします。ただし、保険金等をお支払いするための確認・照会が必要な場合は、以下のとおりとします。

	保険金等をお支払いするための確認等が必要な場合	支払期限
1	保険金等をお支払いするために確認が必要な次の場合 (1) 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 (2) 保険金等の免責事由に該当する可能性がある場合 (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合 (4) 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	必要書類が当社に到着した日（注）の翌日からその日を含めて45日以内にお支払いします。
2	上記1の確認を行うために特別な照会や確認が必要な次の場合 (1) 弁護士法にもとづく照会その他法令にもとづく照会が必要な場合 (2) 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 (3) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 (4) 日本国外における調査が必要な場合	必要書類が当社に到着した日（注）の翌日からその日を含めて180日以内にお支払いします。

（注）必要書類が当社に到着した日とは、完備した必要書類が当社に到着した日をいいます。

○やむを得ず上記期限をこえてお支払いする場合は、所定の利息をつけてお支払いします。

○保険金等をお支払いするための上記1・2の確認に際し、保険契約者・被保険者または保険金等の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、当社はこれによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等をお支払いしません。

朝日生命からのお願い

- 転居、町名変更その他ご契約に関する諸手続き（名義変更、改姓など）の場合には、お手数ですが当社の担当者または「お客様サービスセンター」にすぐお知らせください。
- ご契約に関するご照会やご通知の際には保険証券記号番号、保険契約者と被保険者のお名前およびご住所を明記してください。
- ご契約をお引受けした際にお送りする保険証券は大切に保管してください。
- 諸手続きをされる場合には、お申出された方が保険金等の受取人、または保険契約者ご本人であることを確認させていただいておりますので、ご本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険証等）をご用意ください。
- 保険契約についてのお問い合わせやご相談は、当社の担当者または「お客様サービスセンター」にお申出ください。

個人保険のご契約に関するご相談、お手続きのご案内などは、「お客様サービスセンター」へお問い合わせください。

○フリーダイヤル



ナイス・コミュニケーション

0120-714-532

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00

土曜日 9:00～12:00、13:00～17:00（但し、祝日、年末年始を除く）

○次の場合にもお客様サービスセンターへお問い合わせください。

- ・ご契約に関するご照会
- ・ご契約に関する苦情
- ・告知に関するご照会
- ・店舗のご案内

○ご照会内容により、次の方からのお申出をお願いいたします。

- ・ご契約内容・諸手続きに関するご照会→保険契約者ご本人様
- ・保険金等請求のご照会→保険契約者ご本人様または保険金等のお受取人様

指定紛争解決機関について

- この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
- （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですので必ずご一読いただき、内容を十分ご確認のうえ、ご契約をお申込みいただきますようお願いいたします。

特に ● クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回等)について	14ページ
● 健康状態、職業などの告知義務について	25ページ
● 責任開始の時について	27ページ
● 保険金、給付金等をお受取りいただけない場合について	59ページ
● 保険料の払込方法について	63ページ
● 保険料払込みの猶予期間と失効、復活について	65ページ
● 解約と返戻金について	72ページ
● 社員配当金のお支払いについて	74ページ

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらです。「告知」および「保険料の受領など職員の役割」も含めて、ご説明の中でわかりにくく点がありましたら下記にお問い合わせください。なお、この冊子は、ご契約成立後にお送りする保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

当社の職員または当社から委託した担当者が確認のため、電話や訪問をさせていただく場合があります。その際には、ご協力くださいますようお願いいたします。なお、この確認制度は生命保険会社各社が行っております。

●お申込時の契約確認について

ご契約のお申込みにあたり、後日、お申込内容や告知内容および重要書類の受領の確認のため、ご本人様に電話をさせていただく場合があります。

●保険金等のご請求時の確認・照会について

保険金、給付金等のお支払いおよび保険料払込免除等のご請求に際して、後日、保険金、給付金等をお支払いするための確認・照会に、ご本人様や医療機関、公的機関等を訪問させていただく場合があります。

保険金・給付金等のご請求について

保険金・給付金等をもれなくご請求いただくためには、お客様からのご連絡が重要な情報となりますので、保険金・給付金等の支払事由が生じた場合(お受取りの可能性があるとと思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等も含みます)は、すみやかに当社担当者、最寄りの支社またはお客様サービスセンター(☎[®]0120-714-532)までご連絡ください。

保険金・給付金等のご請求に際し、必要書類の準備に費用が発生する場合は、お客様のご負担となります。



本社／〒160-8570 東京都新宿区四谷 1-6-1

◎電話によるご契約のご相談、お手続き、店舗案内(お客様サービスセンター)

☎[®] 0120-714-532

◎朝日生命のホームページ <https://www.asahi-life.co.jp>

取扱店・取扱担当者